ブルネイ
商標法

1999 年 S58 第 98 章

2022 年 6 月公布

目次

第 1 条　引用及び適用

序
第 2 条　解釈
第 3 条　商標登録官及びその他の職員，登録官による権限委譲及び登録局の印章

第 I 部　登録商標

序則
第 4 条　商標
第 5 条　登録商標

登録拒絶事由
第 6 条　登録拒絶の絶対的事由
第 7 条　特別の保護を受ける記章等
第 8 条　登録拒絶の相対的事由
第 9 条　「先の商標」の意味
第 10 条　誠実な同時使用の場合における相対的事由の提起
第 11 条　異議申立手続において相対的事由を提起するよう要求をする権限

登録商標の効力
第 12 条　登録商標によって与えられる権利
第 13 条　登録商標の侵害
第 14 条　登録商標の効力に関する制限
第 15 条　権利の部分放棄又は制限の適用を受ける登録

侵害に関する手続
第 16 条　侵害訴訟
第 17 条　違法標識の抹消等を求める命令
第 18 条　侵害商品等の引渡命令
第 19 条　「侵害商品，材料又は物品」の意味
第 20 条　一定期間後は，引渡による救済手段は利用不可となること
第 21 条　侵害商品等の処分に関する命令
第 22 条　侵害訴訟を提起する旨の根拠の無い脅迫に対する救済

財産の対象としての登録商標
第 23 条　登録商標の性質
第 24 条　登録商標の共有
第 25 条　登録商標の譲渡等
第 26 条　登録商標に影響を及ぼす取引の登録
第 27 条　信託及び衡平法上の権利
第 28 条　財産の対象としての商標登録出願

ライセンス許諾
第 29 条　登録商標のライセンス許諾
第 30 条　排他的ライセンス
第 31 条　侵害の場合のライセンシーの権利
第 32 条　排他的ライセンシーの権利

商標登録の出願
第 33 条　登録出願
第 34 条　出願日
第 35 条　商標の分類

優先権
第 36 条　優先権主張
第 37 条　仮保護

登録手続
第 38 条　出願審査
第 39 条　公告及び異議申立手続
第 40 条　出願の取下，限定又は補正
第 41 条　登録
第 42 条　登録：補足規定

登録商標の存続期間，更新及び変更
第 43 条　登録の存続期間
第 44 条　登録の更新
第 45 条　登録商標の変更

放棄，取消及び無効
第 46 条　登録商標の放棄
第 47 条　登録の取消
第 48 条　登録無効の理由
第 49 条　黙認の効果

団体標章
第 50 条　団体標章
第 51 条　本法の団体標章への適用

証明標章
第 52 条　証明標章
第 53 条　本法の証明標章への適用

第 II 部　国際商標

マドリッド協定議定書等
第53A条　マドリッド協定議定書等の効力を与える規則を設ける権限第54条　周知商標の保護

記章等
第 55 条　パリ条約同盟国及び世界貿易機関加盟国の国章等
第 56 条　一定の国際機関の記章等
第 57 条　パリ条約第 6 条の 3 に基づく通知

代理人又は代表者の行為
第 58 条　代理人又は代表者の行為
第 59 条　第 58 条(3)に基づく申請についての期限

第 III 部　管理規定及びその他の補足規定

登録簿
第 60 条　登録簿
第 61 条　登録簿の更正

登録官の権限及び責務
第 62 条　様式の使用を要求する権限
第 63 条　出願及び登録商標についての情報
第 64 条　費用及び費用の担保
第 65 条　登録官に提出する証拠
第 66 条　登録局の処分に係る免責

法的手続及び上訴
第 67 条　登録は有効性の一応の証拠であること
第 68 条　争いが生じた登録に関する有効性の証明書
第 69 条　登録簿に係る手続への登録官の出頭
第 70 条　登録官に対する上訴

第 71 条　裁判所規則

手数料，就業時間等
第 72 条　手数料
第 73 条　就業時間及び就業日
第 74 条　公報を発行する登録官の権限

商標代理人
第 75 条　代理人の承認
第 76 条　商標代理人登録簿
第 77 条　無登録者は，登録商標代理人として表示してはならない
第 78 条　混合パートナーシップ及び法人に対する条件等を定める権限
第 79 条　「商標弁護士」の用語の使用
第 80 条　登録商標代理人との通信に関する特権
第 81 条　一定の代理人との業務を拒絶する登録官の権限

第 IV 部　侵害商品の輸入に関する手続
第 82 条　侵害商品は留置することができる
第 83 条　商品が侵害商品であるか否かについての決定
第 84 条　情報提供要求に関する制限
第 85 条　決定の通知
第 86 条　侵害商品の留置
第 87 条　侵害商品に関する訴訟
第 88 条　同意による商品の没収
第 89 条　裁判所の権限
第 90 条　商品の検査
第 91 条　税関管理官の情報開示権限
第 92 条　権限及び責務の委譲
第 93 条　政府及び税関職員の免責

違法行為
第 94 条　商品に関する商標等の不許可使用
第 95 条　商品標章法第 96 章の施行
第 96 条　登録簿等の偽造
第 97 条　商標が登録されているとする虚偽表示
第 98 条　他人によって使用される偽造商標
第 99 条　商標偽造手段の作成又は保有
第 100 条　偽造商標が付された商品の輸入又は販売等
第 101 条　登録商標のサービスへの虚偽利用
第 102 条　王室紋章等の不許可使用
第 103 条　パートナーシップ又は法人が行った違法行為

偽造商品等の没収
第 104 条　没収

第 V 部　雑則及び通則
第 105 条　商標使用についての立証責任
第 106 条　規則
第 107 条　第 3 附則の修正
第 108 条　経過規定

第 1 附則（第 51 条）団体標章
第 2 附則（第 53 条）証明標章
第 3 附則（第 108 条）経過規定

第 1 条　引用及び適用

(1) 本法は，商標法として引用することができる。

(2) 本法の異なる規定又は同一規定に係る異なる目的に関し，別の日を指定することができる。

(3) 本法は，ブルネイ・ダルサラム国(以下「ブルネイ」と表記する)においてなされる事柄に適用するのと同様に，大陸棚(1954 年大陸棚宣言により，1954 年 6 月 30 日に国王によって宣言された地域)において，海底及び下層土の探査若しくは天然資源の開発に直接的に関連する目的で，そこに所在している構造物若しくは船舶に関してなされる事柄に適用する。

序

第 2 条　解釈

(1) 本法においては，文脈が別段の要求をしている場合を除き，

「譲渡」とは，関係当事者の行為による譲渡をいう。

「事業」は，如何なる取引又は職業も含む。

「証明標章」は，第 52 条に従って解釈される。

「権利主張者」とは，第 82 条，第 83 条，第 85 条及び第 89 条においては，第 82 条(1)に基づく通知を出した者をいう。

「団体標章」は，第 50 条に従って解釈される。

「税関管理官」とは，税関令(S39/2006)の税関管理官をいう。

「裁判所」とは，高等裁判所又は中間裁判所をいう。

「税関管理」は，税関令(S39/2006)第 2 条(2)におけるものと同じ意味を有する。

「先の権利」とは，商標に関しては，第 8 条(4)(b)に基づく所有者の権利であって，その商標の使用を防止するものをいう。

「先の商標」は，第 9 条(1)におけるものと同じ意味を有する。

「排他的ライセンス」は，第 30 条(1)におけるものと同じ意味を有する。

登録商標の「侵害」とは，第 13 条に明示されている行為であって，それが所有者の承諾なしになされた場合をいう。

「侵害訴訟」は，登録商標に関しては，第 18 条に基づく手続を含む。

「侵害物品」は，第 19 条(3)に従って解釈される。

「侵害商品」は，第 19 条(1)に従って解釈される。

「侵害材料」は，第 19 条(2)に従って解釈される。

「国際事務局」とは，マドリッド協定議定書第 2 条(1)におけるものと同じ意味を有する。

「国際商標登録(ブルネイ)」とは，マドリッド協定議定書に基づきブルネイで保護される商標又は（第 53A 条に基づき作成された規則により）法務大臣が国際商標（ブルネイ）として定める商標をいう。

「公報」とは，第 74 条の商標に関する公報をいう。

「マドリッド協定議定書」とは，標章の国際登録に関するマドリッド協定の 1989 年 6 月 27 日にマドリッドで採択された議定書であって，その後に改正又は修正されたものをいう。

「税関官吏」は，税関令(S39/2006)第 2 条(1)におけるものと同じ意味を有する。

「パリ条約」とは，工業所有権の保護に関する 1883 年 3 月 20 日のパリ条約であって，その

後に改正又は修正されたものをいう。
「パリ条約同盟国」とは，パリ条約の同盟国であって，ブルネイ以外の国をいう。
「公告する」とは，公衆へ開示することをいい，
(a) 登録出願に関しては，第 39 条(1)に基づく公告，また
(b) 登録に関しては，第 41 条(4)に基づく公告をいう。
「登録簿」とは，登録官が第 60 条(1)に基づいて維持する商標登録簿をいう。
「登録商標代理人」とは，第 76 条に基づいて作成された規則に基づいて備えられた登録簿にその名称が記入されている者をいう。
「登録官」とは，第 3 条に基づいて任命される商標登録官をいう。
「登録」とは，文脈が別段の要求をしている場合を除き，登録簿における登録をいう。
「廃止された法律(旧法と表記することがある)」とは，本法によって廃止された商標法(第 98 章)をいう。
「取引」は，如何なる事業又は職業も含む。
「移転」とは，法の作用，死亡者の人格代表者による承継，又は譲渡によらない他の移転方法による移転をいう。
「使用」(又は使用の具体的記述)であって，商標，又は商標と同一であるか若しくは類似しているか若しくは誤認される虞のある標識に関するものは，視覚的表示手段以外による使用(又は使用についての前記の記述)を含む。
「世界貿易機関協定」とは，1994 年にマラケシュで作成された，世界貿易機関を設立する協定であって，その後に改正又は修正されたものをいう。
「世界貿易機関の加盟国」とは，ブルネイ以外の国，領土･準州又は地域であって，世界貿易機関協定の加盟国であるものをいう。
(2) 本法施行前に可決又は作成された法律における言及であって，旧法の意味における商標又は登録商標に対するものは，本法施行後は，本法の意味における商標又は登録商標に対するものと解釈される。
(3) 本法施行についての(2)及び第 3 附則の言及は,本法第 I 部及び第 III 部の主たる実質的規定の施行及びそれに伴う旧法の廃止についての言及である。

第 3 条　商標登録官及びその他の職員，登録官による権限委譲及び登録局の印章

(1) 商標登録官を置き，登録官に商標登録に関する最高管理権を与えるものとする。
(2) 1 又は 2 以上の商標副登録官を置き，登録官の支配に従うことを条件として，副登録官に本法に基づく登録官の全ての権限及び職務を付与するものとするが，ただし，(5)に基づく登録官の権限を除く。
(3) 1 又は 2 以上の商標登録官補を置くものとする。
(4) 本条に基づく商標に係る登録官及び他の役員は，国王によって任命される。
(5) 登録官は，特定の事項又は特定の種類の事項に関し，本法に基づく同官の権限又は職務(委任権限を除く)の全部又は一部を商標登録官補又はその他の公の職員に委任することができ，それにより被委任者は委任された権限及び職務を，委任証書に指定される事項又はその種類の事項に関して行使することができる。
(6) 本条に基づく委任は，任意に取り消すことができ，如何なる委任も，商標登録官又は副登録官による権限又は職務の行使を妨げない。

(7) 商標登録局の印章を設けるものとし，当該印章は，法務長官によって承認された図柄によるものとする。
(8) その印影は司法的に認知され，証拠として認められる。

第Ⅰ部　登録商標

序則

第4条　商標

(1) 本法においては,「商標」とは，知覚することができる標識であって，1の企業の商品又はサービスを他の企業のそれから識別することができるものをいう。
(2) 本法において商標というときは，文脈が別段の要求をしている場合を除き，団体標章及び証明標章を含む。

第5条　登録商標

(1) 登録商標は，その標章の本法に基づく登録によって取得される財産権であり，登録商標所有者は，本法によって定められる権利及び救済を有する。
(2) 無登録商標はそれ自体，その侵害の防止又は損害賠償の回復を求める訴訟を提起することができない。ただし，本法の如何なる規定も，詐称通用に関する法律に影響を及ぼすものではない。

登録拒絶事由

第6条　登録拒絶の絶対的事由

(1) 次のものは，登録することができない。
(a) 第4条(1)の要件を満たしていない標識
(b) 識別性を欠いている商標
(c) 商標であって，取引において，商品又はサービスに関する種類，品質，数量，用途，価格，原産地，商品の製造若しくはサービス提供の時期，又はその他の特徴を指定する機能を有する標識又は表示のみによって構成されているもの
(d) 商標であって，現行言語において又は誠実かつ確立した商慣行において，慣用されている標識又は表示のみによって構成されているもの
ただし，商標がその登録出願日前に，それについて行われた使用の結果，現実に識別性を獲得している場合は，その商標は，(b)，(c)又は(d)の効力によって拒絶されることはない。
(2) 標識が次のもののみによって構成されている場合は，その標識は商標としての登録を受けることができない。
(a) 商品自体の性質に起因する形状
(b) 技術的結果を取得するために必要な商品形状
(c) その商品に実質的価値を与える形状
(3) 商標が次の条件に該当している場合は，その商標は登録を受けることができない。
(a) 公共の秩序又は一般に認められた道徳性の原則に反していること，又は
(b) 公衆を欺く性質を有していること
(4) 商標は，その使用が法により，ブルネイにおいて禁止されている場合又は禁止されている範囲においては，登録を受けることができない。
(5) 商標は,第7条に明示され又は言及される事例については登録を受けることができない。

(6) 商標は，その出願が悪意で行われている場合又は悪意で行われている範囲については，登録を受けることができない。

第 7 条　特別の保護を受ける記章等

(1) 商標であって，次のものによって構成されているか又はそれを含んでいるものは，登録を受けることができない。

(a) ブルネイの記章，紋章及び王位象徴品の表示。これには，王室紋章，国章，王室記章，ブルネイのそれ以外の紋章及び記章に関する表示を含む。又は図柄であって，それらとの誤認を生じさせる程に類似しているもの

(b) 王冠，王旗若しくはそれ以外の王室旗の表示，又はそれに関する紛らわしい模造

(c) 国王又は王室の一員の表示，又はそれに関する紛らわしい模造

(d) 語，文字又は図柄であって，出願人が王室の保護又は許可を受けている，又は最近取得したと人々に誤認させる虞のあるもの，又は

(e) 名称又は事物であって，記章及び名称(不適切使用の防止)法(第 94 章)第 2 条に規定されている指定名称若しくは指定記章であるもの，又はそれらに関する紛らわしい模造

ただし，国王若しくはその代理，又は，該当する事情においては，王室の一員により，承諾が与えられていると登録官にとって思われる場合は，この限りでない。

(2) ブルネイの国旗の表示をもって構成されているか又はそれを含んでいる商標は，その使用は誤認を生じさせる虞がある又は著しく侮辱的であると登録官にとって思われる場合は，登録を受けることができない。

(3) 商標は，第 55 条又は第 56 条に指定する事例については，登録を受けることができない。

(4) 別途定める事情においては，次のものによって構成されているか又はそれを含んでいる商標の登録を禁止する旨を，規則によって規定することができる。

(a) 紋章であって，人が国王からのその紋章の付与によって，使用を許可されているもの

(b) 記章であって，それらの紋章と誤認される程に類似しているもの

ただし，登録官にとって，前記の者又はその代理人によって，承諾が与えられていると思われる場合は，この限りでない。このような標章が登録された場合は，本法の如何なる規定も，紋章に関する法律に反する方法でそれを使用することを許可していると解釈してはならない。

第 8 条　登録拒絶の相対的事由

(1) 商標は，それが先の商標と同一であり，かつ，商標出願の対象である商品又はサービスが，先の商標によって保護されている商品又はサービスと同一である場合は，登録を受けることができない。

(2) 商標は，

(a) それが先の商標と同一であり，かつ，それが先の商標が保護されている商品又はサービスと同一又は類似のものについて登録されようとしていること，又は

(b) それが先の商標と類似しており，かつ，先の商標によって保護されている商品又はサービスと同一又は類似のものについて登録されようとしていること，

を理由として，公衆の側に，先の商標との連想の虞を含む，混同を生じさせる虞がある場合は，登録を受けることができない。

(3) 商標であって，

(a) 先の商標と同一であるか又は類似しており，かつ
(b) 先の商標によって保護されている商品又はサービスと非類似のものについて登録しようとしているものは，
先の商標がブルネイにおいて名声を有しており，かつ，後の商標の正当な理由のない使用が先の商標の識別性又は名声から不当な利益を得るか又はそれを害することになる場合又は該当する範囲については，登録を受けることができない。
(4) 商標は，そのブルネイにおける使用が次の法律の効力によって阻止される場合，又は阻止される範囲においては，登録を受けることができない。
(a) 業として使用されている無登録商標又はそれ以外の標識を保護する法律
(b) 先の権利であって，(1)，(2)及び(3)若しくは(a)にいう以外のもの，又は著作権若しくは登録意匠の侵害に関する法律
(5) 本条の規定は，先の商標又は他の先の権利の所有者が登録を承諾している場合は，その商標の登録を妨げない。

第 9 条　「先の商標」の意味
(1) 本法においては，「先の商標」とは次のものをいう。
(a) 登録商標であって，その登録出願日が，問題の商標のそれより早い日付を有するもの。この場合，(該当するときは)それらの商標に関して主張される優先権を考慮する。
(b) 商標であって，問題の商標の登録出願日又は(該当する場合は)その出願に関して主張される優先日に，パリ条約に基づき周知商標としての保護を受ける資格を有していたもの
(2) 本法において先の商標というときは，商標であって，それに関して既に登録出願がされており，かつ，登録されたときは，(1)(a)の規定により先の商標となるものを含む。ただし，そのように登録されることを条件とする。
(3) (1)(a)内の商標であって，その登録が期間満了となるものは，期間満了後 1 年の期間についての後の商標の登録可能性を決定する場合は，引き続き考慮される。ただし，登録官が，期間満了直前の 2 年間に誠実な使用が無かったと認めるときは，この限りでない。

第 10 条　誠実な同時使用の場合における相対的事由の提起
(1) 本条は，商標登録の出願時に，登録官にとっては，次の事情が存在していると思われるが，出願人が，登録を求める商標に関して誠実な同時使用があったことを，登録官が認めるように証明する場合に適用する。
(a) 第 8 条(1)，(2)又は(3)に記載された条件が適用される先の商標が存在していること，又は
(b) 第 8 条(4)に記載された条件が満たされている先の権利が存在していること
(2) 前記の場合は，登録官は，先の商標又は他の先の権利を理由として，その出願を拒絶してはならない。ただし，それを事由とする異論が，先の商標又は他の先の権利の所有者によって異議申立手続によって提起されたときは，この限りでない。
(3) 本条の適用上，「誠実な同時使用」とは，出願人による又はその同意を得たブルネイにおける使用であって，旧法第 33 条の適用上，以前においては誠実な同時使用となったと考えられるものをいう。
(4) 本条の規定は，次の事項には影響を及ぼさない。

(a) 第 6 条に記載した事由に基づく登録拒絶，又は
(b) 第 48 条(2)に基づく無効宣言を求める申請をすること
(5) 本条は，第 11 条に基づく命令が効力を有する場合は適用しない。

第 11 条　異議申立手続において相対的事由を提起するよう要求をする権限
(1) 法務長官は命令の形式で，先の商標又は他の先の権利の所有者により，異議申立手続において当該事由に基づく異論が提起されない限り，商標は如何なる場合にも，第 8 条に記載した事由によって登録が拒絶されることにはならない旨を規定することができる。
(2) この命令により次の事項に関し，法務長官にとって適切と思われる必然的規定をすることができる。
(a) 登録官による先の商標についての調査の遂行，及び
(b) 第 48 条(2)に記載されている事由に基づいて無効宣言を求める申請をすることができる者
(3) (2)(a)に記載した規定をする命令は，第 38 条の内，調査の遂行を要求している部分は，その効力を停止させる旨を指示することができる。
(4) (2)(b)に記載した規定をする命令は，第 48 条(3)の内，何人も無効宣言を求める申請をすることができる旨を規定している部分は，その命令の規定に従って効力を有する旨を規定することができる。
(5) 本条に基づく命令は，法務長官にとって適切と思われる経過規定を含むことができる。

登録商標の効力

第 12 条　登録商標によって与えられる権利
(1) 登録商標所有者は，その商標についての排他的権利を有し，当該権利は，ブルネイにおける，同人の承諾のない使用によって侵害される。所有者の承諾なしに行われた場合に侵害となる行為は，第 13 条において明示する。
(2) 所有者の権利は，登録出願の提出日から効力を有する。
ただし，
(a) 侵害訴訟は，その商標が実際に登録される日より前には提起することができず，また
(b) 登録公告の日前に行われた行為は，第 94 条に基づく違法行為とはならない。

第 13 条　登録商標の侵害
(1) ある者が業として，商標と同一の標識を，その商標の登録対象である商品又はサービスと同一のものについて使用するときは，当該人は登録商標を侵害する。
(2) ある標識が，
(a) 登録商標と同一であり，かつ，その商標の登録対象である商品又はサービスと類似のものに使用されることにより，又は
(b) 登録商標と類似しており，かつ，その商標の登録対象である商品又はサービスと同一又は類似のものに使用されることにより，
公衆の側に登録商標との連想の虞を含む混同を生じさせる虞がある場合において，ある者が業としてその標識を使用するときは，当該人は登録商標を侵害する。

(3) ある標識が,
(a) 登録商標と同一であるか又は類似しており，かつ
(b) その商標の登録対象である商品又はサービスと非類似のものに使用される場合において，更に登録商標がブルネイにおいて名声を有しており，正当な理由なくその標識を使用することがその商標の識別性又は名声から不当な利益を得るか又はそれを害することになる場合において，ある者が業として当該標識を使用するときは，当該人は登録商標を侵害する。
(4) 本条の適用上，ある者が次の行為をするときは，同人は標識を使用することになる。
(a) 商品又はその包装にそれを貼付すること
(b) その標識の下で，商品の販売の申出，展示，若しくは販売すること，又はそれらの目的のために商品を保管すること，又はその標識の下でサービスの申出若しくは提供をすること
(c) その標識の下で商品を輸入又は輸出すること，又は
(d) その標識を営業文書上で又は宣伝において使用すること
(5) ある者が，商品のラベル若しくは包装に，営業文書として，又は商品若しくはサービスの宣伝のために使用することを意図されている材料に登録商標を利用するときは，同人は，登録商標を侵害する材料の使用当事者として取り扱われる。ただし，同人が，その標章の利用が商標の所有者又はライセンシーによって正規に許可されていないということを知っていたか又は信ずべき理由を有していた場合に限る。
(6) 本条の規定は，何人かが，商品又はサービスを，商標の所有者又はライセンシーのものとして特定するために登録商標を使用することを妨げるものと解釈してはならない。
ただし，そのような使用であって，工業上又は商業上の誠実な使用慣行に従っていないものは，正当な理由の無いその使用が，商標の識別性又は名声から不当な利益を得るか又はそれを害するときは，登録商標の侵害として処理される。

第 14 条　登録商標の効力に関する制限
(1) 第 48 条(6)の規定に従うことを条件として，登録商標は，他の登録商標が，その登録対象である商品又はサービスに関して使用されることによっては，侵害されない。
(2) 登録商標は，次の行為によっては侵害されない。
(a) ある者による自己の名称又は宛先の使用
(b) 商品又はサービスの種類，品質，用途，価格，原産地，商品生産若しくはサービス提供の時期，又はその他の特徴に関する表示の使用，又は
(c) 製品又はサービスの用途を示すために必要な場合の商標の使用
ただし，その使用が工業上又は商業上の誠実な慣行に従っていることを条件とする。
(3) 登録商標は，特定の地域に限って適用される「先の権利」の，その地域における業としての使用によっては侵害されない。本項の適用上,「先の権利」とは，次の何れかの早い時より先の日から，ある者又はその権原の前所有者により商品又はサービスに関して継続的に使用されている無登録の商標又は他の標識をいう。
(a) 最初に記載した商標が所有者又はその権原の前所有者によってその商品又はサービスについて使用された時，又は
(b) 最初に記載した商標が所有者又はその権原の前所有者の名義でその商品又はサービスについて登録された時
また，先の権利は，ある地域における使用が法により保護されている場合に，又は保護され

ている範囲において，その地域において適用されているものとみなす。

第 15 条　権利の部分放棄又は制限の適用を受ける登録

(1) 商標登録出願人又は登録商標所有者は，次のことをすることができる。

(a) その商標の特定の要素に関する排他的使用の権利を放棄すること

(b) 登録によって与えられる権利を特定の地域的その他の制限に服させることに同意すること

また，商標登録が当該権利の部分放棄又は制限の適用を受ける場合は，第 12 条によって与えられる権利は，相応の限定を受けるものとする。

(2) そのような権利の部分放棄又は制限についての公告及び登録簿への記入に関しては，規則によって規定する。

侵害に関する手続

第 16 条　侵害訴訟

(1) 登録商標の侵害に関しては，その商標の所有者が訴訟を提起することができる。

(2) 侵害訴訟においては，他の財産権の侵害に関して取得可能な損害賠償，差止命令，利益計算その他の救済手段の全てを取得することができる。

第 17 条　違法標識の抹消等を求める命令

(1) ある者が登録商標を侵害したと認定された場合は，裁判所は，同人に対し，次の事項を求める命令を出すことができる。

(a) 同人が保有，保管又は管理している侵害商品，材料又は物品から違法標識を抹消，除去又は削除されるようにすること，又は

(b) 違法標識を抹消，除去又は削除させることが合理的に見て実行可能でない場合は，その侵害商品，材料又は物品の廃棄が行われるようにすること

(2) (1)に基づく命令が遵守されない場合，又は裁判所にとって，当該命令が遵守されない虞があると思われる場合は，裁判所は，侵害商品，材料又は物品を，事情に応じ，その標識の抹消，除去若しくは削除のために又は廃棄のために，裁判所が指示する者に引き渡すよう命令することができる。

第 18 条　侵害商品等の引渡命令

(1) 登録商標所有者は，裁判所に対し，侵害商品，材料又は物品であって，他人が業として保有，保管又は管理しているものを，商標所有者又は裁判所が指示する他の者に引き渡すことを要求する命令を出すよう申請することができる。

(2) 申請は，第 20 条に指定されている期間の終了後は行うことができない。また，その命令は，第 21 条に基づく命令を，裁判所が合わせて出すか又はそれを出す理由があると裁判所にとって思われるとき以外は，出すことができない。

(3) 本条に基づく命令に従って侵害商品，材料若しくは物品の引渡を受ける者は，第 21 条に基づく命令が出されていない場合は，同条に基づいて命令が出されるまで，又は命令を出さない旨の決定が行われるまで，それらを保有しなければならない。

(4) 本条の規定は，裁判所の他の権限に影響を及ぼすものではない。

第 19 条　「侵害商品，材料又は物品」の意味

(1) 商品が，登録商標に関して「侵害商品」であるのは，商品又はその包装に商標と同一又は類似の標識が付されており，かつ，次の何れかに該当する場合である。

(a) 商品又はその包装への当該標識の利用が登録商標の侵害であった場合

(b) 商品が輸入されようとしており，かつ，ブルネイにおいて商品又はその包装に当該標識が利用された場合は，その登録商標の侵害となる筈の場合，又は

(c) 当該標識が，商品に関し，登録商標の侵害となる他の方法で使用されている場合

(2) 材料が，登録商標に関して「侵害材料」であるのは，材料に商標と同一又は類似の標識が付されており，かつ，次の何れかに該当する場合である。

(a) それが，商品のラベル若しくは包装のために，営業文書として，又は商品若しくはサービスの宣伝のために，登録商標を侵害するような方法で使用されている場合，又は

(b) それが使用されようとしており，かつ，当該使用がされた場合は，登録商標を侵害することとなる筈の場合

(3) 「侵害物品」とは，登録商標に関し，次の物品をいう。

(a) その商標と同一又は類似の標識の複製を作成するために特にデザイン又は改作されているものであり，かつ

(b) ある者が，それらが侵害商品又は侵害材料を製造するために使用された又は使用される予定であることを知っている又はそのように信じる理由を有していながら，保有，保管又は管理しているもの。

第 20 条　一定期間後は，引渡による救済手段は利用不可となること

(1) 第 18 条に基づく命令を求める申請は，次の日から 6 年の期間が終了した後では，行うことができない。

(a) 侵害商品の場合は，商標が商品又はその包装に利用された日

(b) 侵害材料の場合は，商標が材料に利用された日

(c) 侵害物品の場合は，(2)に記載する場合を除き，それらが作られた日

(2) 前期期間の全部又は一部において，登録商標所有者が，

(a) 行為無能力の状態にあるか，又は

(b) 詐欺又は隠蔽により，命令を求める申請の資格を与える事実を発見することを妨げられた場合は，

申請は，行為無能力でなくなった日，又は場合により，合理的注意を払えば，それらの事実を発見することができた筈の日に始まる 6 年の期間の終了前の如何なるときにも行うことができる。

(3) (2)においては，「行為無能力」は，制限法(第 14 章)第 4 条(2)におけるものと同じ意味を有する。

第 21 条　侵害商品等の処分に関する命令

(1) 侵害商品,侵害材料又は侵害物品が第 18 条に基づく命令の遂行によって引き渡された場合は，裁判所に対し，次の事項を求める申請をすることができる。

(a) それらが廃棄されるべき，又は裁判所が適切と考える者に没収させるべき旨の命令，又は
(b) そのような命令を出さない旨の決定
(2) 裁判所は，(命令を出す場合に)如何なる命令を出すかを検討するに際し，登録商標所有者及びライセンシーに補償し，それらの者の利益を保護するのに十分な他の救済手段が登録商標侵害訴訟において利用可能か否かを検討しなければならない。
(3) 商品，材料又は物品についての利害関係人に対する通知の送達に関して裁判所規則により規定することができ，また，当該人の何れも次の権利を有する。
(a) 同人が通知の送達を受けているか否かに拘らず，本条に基づく命令を求める法的手続に出頭すること，及び
(b) 出頭したか否かに拘らず，命令が出された場合は，その命令に関して上訴すること
また，命令は，上訴通知を出すことができる期間の終了時まで，又はその期間の終了時前に上訴通知が出された場合は，上訴に関する法的手続の決定若しくは放棄までは，効力を生じないものとする。
(4) その商品，材料又は物品に関する利害関係人が 2 以上いるときは，裁判所は，裁判所が適切と考える命令を出すものとする。
(5) 裁判所が，本条に基づく命令を出さない旨の決定をしたときは，商品，材料又は物品をその引渡の前に保有，保管又は管理していた者は，その返却を受ける権利を有する。
(6) 本条において商品，材料又は物品に利害関係を有する者というときは，本条に基づき，又は著作権，上演権若しくは登録意匠に関して類似の規定をしている他の法律に基づいて，その利益のために命令の発出を受けることができる全ての者を含む。

第 22 条　侵害訴訟を提起する旨の根拠の無い脅迫に対する救済
(1) ある者が次のこととは異なる登録商標の侵害訴訟を提起すると他人を脅迫する場合は，被害者は，本条に基づき救済を求める訴訟を提起することができる。
(a) 当該商標の，商品又はその包装への利用
(b) 商品又はその包装に当該商標が利用されているものの輸入，又は
(c) 当該商標の下でのサービスの提供
(2) 申請の対象とすることができる救済は，次の事項の何れかであり，被害者は，当該救済を受ける権利を有する。
(a) 脅迫が不当である旨の宣言
(b) 脅迫の継続に対する差止命令
(c) 被害者がその脅迫によって蒙った損害に対する賠償
ただし，被告が，訴訟を提起するとして脅迫した行為が，登録商標の侵害を構成している(又は，それが行われた場合は，構成することになる)旨を証明したときは，この限りでない。
(3) 被告が前記の証明をした場合において，被害者は，それにも拘らず，その商標の登録が無効であり，又は関連性のある点に関して取り消しの対象となる旨を証明したときは，救済を受ける権利を有する。
(4) 商標が登録されている，又は登録出願がされている旨の通告のみでは，本条適用上の訴訟を以ってする脅迫を構成しない。

財産の対象としての登録商標

第 23 条　登録商標の性質

登録商標は，解釈及び一般条項法(第 4 章)第 3 条(1)における「財産」の定義(a)の意味での財産である。

第 24 条　登録商標の共有

(1) 1 の登録商標が 2 以上の者に連帯して付与された場合は，それらの者の各々は，別段の合意があるときはそれに従うことを条件として，登録商標に関する均等な未分割持分権を有する。

(2) 2 以上の者が(1)の規定その他により，登録商標の共有者である場合は，この後の諸規定を適用する。

(3) 別段の合意があるときはそれに従うことを条件として，個々の共有者は，本人自身又は代理人により，自らの利益のために，かつ，他の共有者の承諾又は他の共有者への説明の必要なしに，共有者でなければ登録商標の侵害となる筈の行為をすることができる。

(4) 1 の共有者は，他の共有者の承諾なしには，次の行為をすることができない。

(a) 登録商標を使用するライセンスを付与すること，又は

(b) 登録商標に関する同人の持分を譲渡し又は担保に入れること

(5) 侵害訴訟は，何れの共有者も提起することができるが，他の単一の又は 2 以上の共有者の各々が原告として参加するか又は被告として追加されない限り，裁判所の許可なしでは，その訴訟手続を進めることができない。被告として追加される共有者は，同人がその手続に参加しない限り，訴訟費用負担の義務を負わない。本項の規定は，共有者の 1 からの申請に基づく中間的救済の付与に影響を及ぼさない。

(6) 本条の規定は，受託者若しくは人格代表者の相互的権利及び義務，又はそのような者としてのそれらの者の権利及び義務に影響を及ぼさない。

第 25 条　登録商標の譲渡等

(1) 登録商標は，本法に従うことを条件として，他の財産と同じ方法で，譲渡又は移転により移すことができる。登録商標は，事業に係る営業権と共にするか，又はそれとは別個にするかの何れによっても，移すことができる。

(2) 登録商標の譲渡又は移転は，その適用を次の事項に限定することができる。

(a) 商標登録の対象である商品又はサービスの全部ではなく，その一部，又は

(b) 登録商標の，特定の方法又は特定の地域における使用

(3) 登録商標の譲渡は，それが書面によるものであり，かつ，譲渡人又はその代理人により署名されていない限り効力を有さない。

(4) (1)，(2)及び(3)は，担保の方法による譲渡について，他の譲渡の場合と同様に適用する。

(5) 登録商標は，他の財産と同一の方法により，担保権の対象とすることができる。

(6) 本法の如何なる規定も，事業に係る営業権の一部としての無登録商標の譲渡又は移転に影響を及ぼすものと解釈してはならない。

第 26 条　登録商標に影響を及ぼす取引の登録

(1) 登録官に対し，次の者によって申請が行われたときは，取引に関する所定の事項を登録簿に記入するものとする。

(a) 登録可能な取引の効力によって，登録商標に係る又は登録商標に基づく権利を有すると主張する者，又は

(b) 当該取引によって影響を受けると主張する前記以外の者

(2) 次の事項が登録可能な取引である。

(a) 登録商標又はそれに係る何れかの権利の譲渡

(b) 登録商標に基づくライセンスの付与

(c) 登録商標又はそれに係る若しくはそれに基づく権利に関する担保(固定担保又は浮動担保の何れであるかを問わない)の方法による利益の付与

(d) 人格代表者による，登録商標又はそれに係る若しくはそれに基づく権利の譲渡

(e) 裁判所による，登録商標又はそれに係る若しくはそれに基づく権利を移転させる命令

(3) 登録可能な取引についての所定事項の登録申請がなされるまでは，

(a) その取引は，それを知らずに，その登録商標に係る又はそれに基づく，相反する利益を取得した者に対しては効力を有さず，かつ

(b) その取引の効力によって，ライセンシーであると主張する者は，第 31 条及び第 32 条の保護を受けない。

(4) ある者が，登録可能な取引の効力により，登録商標の所有者又はライセンシーになった場合は，次の条件の何れかが満たされていない限り，同人は，取引日後，かつ，取引の所定事項が登録される前に生じた登録商標の侵害に関して，損害賠償又は利益計算を受ける権利を有さない。

(a) 取引の所定事項に関する登録申請が取引日から 6 月の期間が終了する前に行われること

(b) 裁判所が，前記期間終了前に当該申請をすることは実行不可能であり，その後，申請が速やかになされたと認定すること

(5) 規則によって，次の事項に関して規定することができる。

(a) ライセンス条件の変更を反映するための登録事項の補正

(b) 次の場合における登録簿からの登録事項の除去

(i) 登録された事項から，ライセンスが一定の固定期間について付与されており，かつ，その期間が満了していることが明らかである場合，又は

(ii) 当該期間が表示されていない場合において，登録官が，別途定める期間の後に，該当事項を登録簿から除去する旨の意向を関係当事者に通告している場合

(c) 約定担保権の利益を受ける権利を有する者による又はその承諾を得た申請に基づく，約定担保権に関する事項の登録簿での補正又は登録簿からの除去。

第 27 条　信託及び衡平法上の権利

(1) 如何なる信託(明示，黙示又は擬制の何れであるかを問わない)も，登録簿に記入することができない。また，登録官は，そのような通知によって影響を受けない。

(2) 本法に従うことを条件として，登録商標に関する衡平法上の権利は，他の財産に関する場合と同様の方法で行使することができる。

第 28 条　財産の対象としての商標登録出願

(1) 商標登録出願に関し，第 23 条から第 27 条までを，必要な変更を加えた上で，登録商標に対する場合と同様に適用する。

(2) 第 24 条を登録出願に適用する場合は，(1)における登録の付与への言及は，出願の実行への言及と解釈される。

(3) 第 26 条を商標登録出願に影響を及ぼす取引に適用する場合は,登録簿への諸事項の記入及び登録簿への諸事項の登録申請への言及は，それらの事項について登録官に通知を出すことへの言及と解釈される。

ライセンス許諾

第 29 条　登録商標のライセンス許諾

(1) 登録商標を使用するためのライセンスは,全般的又は限定的なものとすることができる。限定的ライセンスの適用対象は，次の通りとすることができる。

(a) 商標登録の対象である商品又はサービスの全部ではなく，一部とすること，又は

(b) その商標の，特定の方法又は特定の地域における使用とすること

(2) ライセンスは，それが書面によるものであり，かつ，許諾者又はその代理人により署名されていない限り効力を有さない。この要件は，許諾者が法人である場合は，捺印することによって満たすことができる。

(3) ライセンスに別段の規定がある場合を除き，ライセンスは，許諾者の利益についての権原の承継人を拘束するものとし，また，本法における，登録商標所有者の承諾を得て又は得ないで行う行為についての言及は，それに応じて解釈される。

(4) ライセンスにその旨の規定がある場合は，ライセンシーは，サブライセンスを付与することができる。また，本法におけるライセンス又はライセンシーへの言及は，サブライセンス又はサブライセンスのライセンシーを含む。

第 30 条　排他的ライセンス

(1) 本法において,「排他的ライセンス」とは，ライセンシーに対し，ライセンスを付与した者を含む他の全ての者を排除して，ライセンスによって許可されている方法で，登録商標を使用する許可を与えるライセンス(全般的であるか限定的であるかを問わない)をいう。

(2) 排他的ライセンシーは，ライセンスによって拘束される権原承継人に対し，そのライセンスを付与した者に対して有するのと同じ権利を有する。

第 31 条　侵害の場合のライセンシーの権利

(1) 本条は，登録商標の侵害に関するライセンシーの権利について効力を有するが，ライセンシーが第 32 条(1)に基づき自己の名義で訴訟を提起する権利を有する場合，又はその範囲に関しては，適用しない。

(2) ライセンシーは，自己のライセンス又は自己の利益が生じている何れかのライセンスに別段の定めがない限り，登録商標所有者に対し，ライセンシーの利益に影響を及ぼす事項に関して侵害訴訟を提起するよう要求することができる。

(3) 所有者が,

(a) そのように行為することを拒絶し，又は
(b) 要求を受けてから 2 月以内にそのように行為しない場合は，
ライセンシーは，自らが登録商標所有者であるものとして，自己の名義で訴訟を提起することができる。
(4) 本条に基づいてライセンシーによって侵害訴訟が提起された場合は，ライセンシーは，所有者が原告として参加するか又は被告として追加されない限り，裁判所の許可なしでは，その訴訟を進めることができない。本項の規定は，ライセンシーのみによる申請に基づいて，中間的救済を付与することに影響を及ぼすものではない。
(5) (4)に基づいて被告として追加された所有者は，同人がその訴訟に参加しない限り，訴訟費用負担の義務を負わない。
(6) 登録商標所有者によって提起された侵害訴訟においては，ライセンシーが蒙った又は蒙る虞がある如何なる損失も，考慮されるものとする。また，裁判所は，原告が当該ライセンシーのために確保すべき金銭的救済の受取金の範囲について，裁判所が適切と考える指示を出すことができる。
(7) 本条は，排他的ライセンシーに対し，同人が第 32 条(1)に基づいて登録商標所有者であるものとして，譲受人の権利及び救済を有する場合，又はその範囲において適用する。

第 32 条　排他的ライセンシーの権利

(1) 排他的ライセンスは，そのライセンスによって規定する範囲において，ライセンシーが，ライセンス付与後に生じる事項に関し，そのライセンスが譲渡であった場合と同じ権利を有する旨を規定することができる。当該規定がなされた場合，又はそれがなされた範囲においては，ライセンシーは，ライセンスの規定及び(2)から(8)までに従うことを条件として，登録商標所有者以外の者に対して，自己の名義で訴訟を提起する権利を有する。
(2) 排他的ライセンシーの当該権利は，登録商標所有者の権利と並存する。また，侵害に関しての本法における登録商標所有者についての言及は，それに従って解釈される。
(3) 本条に基づいて排他的ライセンシーによって提起された訴訟においては，被告は，その訴訟が登録商標所有者によって提起された場合に使用可能な抗弁を使用することができる。
(4) 登録商標の所有者又は排他的ライセンシーによって提起された侵害訴訟が，その全部又は一部において，それらの者が併存する訴訟権を有する侵害に関するものである場合は，登録商標所有者，又は場合により，排他的ライセンシーは，それらの者の内の他方が原告として参加しているか又は被告として追加されていない限り，裁判所の許可なしには，その訴訟を進めることができない。本項の規定は，所有者又は排他的ライセンシーの内の一方のみに基づく中間的救済の付与に影響を及ぼさない。
(5) (4)に基づき被告として追加された者は，同人がその手続に参加しない限り，訴訟費用負担の義務を負わない。
(6) 侵害訴訟が，その全体又は一部において，登録商標所有者及び排他的ライセンシーが併存する訴訟権を有している又は有していた侵害に関するものである場合は，
(a) 裁判所は，損害賠償金の査定において次の事項を考慮しなければならない。
(i) ライセンスの条件，及び
(ii) その侵害に関する金銭的救済であって，両者の内の一方に既に裁定されているか又は取得できるようにされているもの

(b) 侵害訴訟に関して，損害賠償金の裁定がされているか，又は利益計算が指示されている場合は，両者の内の一方に有利な利益計算の指示は行われないものとする。また
(c) 利益計算が指示される場合は，裁判所は，両者間の合意があるときはそれに従うことを条件として，その利益を，裁判所が公正と考えるとおり両者間に配分するものとする。
本項は，登録商標所有者及び排他的ライセンシーの双方が訴訟の当事者であるか否かに拘らず適用する。また，両者の内の一方が当事者でない場合は，裁判所は，訴訟当事者が他の当事者のために確保すべき金銭的救済の受取金の範囲について，裁判所が適切と考える指示を出すことができる。
(7) 登録商標所有者は，訴訟に関して併存する権利を有する排他的ライセンシーがいるときは，同人に対し，第 18 条に基づく申請をする前に通告しなければならない。また，裁判所は，ライセンシーからの申請があったときは，裁判所がライセンスの条件を考慮した上で適切と考える，同条に基づく命令を出さなければならない。
(8) (4)から(7)は，排他的ライセンシーと登録商標所有者との間に前記と異なる合意があるときは，それに従うことを条件として効力を有する。

商標登録の出願

第 33 条　登録出願
(1) 商標についての登録出願は，登録官に対してしなければならない。
(2) 出願は次の事項を含んでいなければならない。
(a) 商標の登録を求める願書
(b) 出願人の名称及び宛先
(c) 商標登録の対象とする商品又はサービスについての陳述，及び
(d) 標章の表示
(3) 出願は，商標がそれらの商品若しくはサービスに関して，出願人により又はその承諾を得て，現に使用されていること，又は出願人がそのように使用する誠実な意思を有している旨を陳述しなければならない。
(4) 出願は，出願手数料及び該当する分類手数料の納付を条件とする。

第 34 条　出願日
(1) 商標登録出願の出願日は，第 33 条(2)によって要求される全ての事項を含む書類が，出願人によって登録官に提供された日である。それらの書類が複数の日に跨って提供された場合は，出願日は，それらの内の最終日である。
(2) 本法において登録出願日というときは，その出願の提出日をいう。

第 35 条　商標の分類
(1) 商品及びサービスは，商標登録の目的上，所定の分類制度に従って分類される。
(2) 商品又はサービスが属する類に関して生ずる疑問は，登録官によって決定され，その決定を最終的なものとする。

優先権

第 36 条　優先権主張

(1) 商標の保護を求める出願をパリ条約同盟国又は世界貿易機関加盟国において提出した者，又はその権原承継人は，同一の商品又はサービスの一部又は全部に関して，本法に基づき同一の商標を登録する目的上，最初の当該出願の出願日から 6 月の期間，優先権を有する。

(2) 本法に基づく登録出願が，前記 6 月の期間内にされる場合は，

(a) 複数の権利の内の何れが優先性を有するかを決定する目的上，関連性を有する日は，最初の出願の出願日とし，また

(b) その商標の登録可能性は，当該日から本法に基づく登録出願日までの期間における，ブルネイでのその商標の使用によっては影響を受けないものとする。

(3) 出願であって，パリ条約同盟国又は世界貿易機関加盟国において，その国の国内法制又は国際協定に基づき，正規の国内出願と同等であるものは，優先権を生じさせるものとして取り扱われる。本項においては，「正規の国内出願」とは，結果の如何を問わず，当該国においてその出願がなされた日付を確定するために適切な出願をいう。

(4) 最初の出願と同一の主題に関して同一国においてなされた後の出願は，後の出願の時に，次の条件が満たされている場合は，最初の出願（その出願日が優先期間開始日である）とみなされる。

(a) 先の出願が公衆の閲覧に付されることなく，かつ，如何なる権利も存続させないで取り下げられ，放棄され又は拒絶の処分を受けていること，及び

(b) 先の出願が優先権主張の基礎とされていなかったこと

当該先の出願は，その後，優先権主張の基礎とすることができない。

(5) 当該出願を基礎とする優先権主張の方法については，規則によって規定することができる。

(6) 当該出願の結果として生ずる優先権は，出願と共に又は出願から独立して，譲渡又はそれ以外の移転をすることができる。(1)における，出願人の権原承継人に対する言及は，それに応じて解釈される。

(7) 国王は，命令によって，ブルネイ政府が商標の相互主義的保護に関する協定を締結している国又は地域において商標登録出願をした者に対して優先権を与える旨を規定し，同一の商品又はサービスの一部又は全部に関し，その出願の出願日から一定の期間における，本法に基づく同一商標の登録目的に便宜を与えることができる。

(8) (7)に基づく命令は，パリ条約同盟国及び世界貿易機関加盟国に関して本条によって作成される規定と一致する規定，又は国王にとって適切と思われる他の規定を作成することができる。

第 37 条　仮保護

(1) 標章登録出願人であって，1928 年 11 月 22 日にパリで署名され，その後改正又は修正された国際博覧会に関する条約の条件に該当する博覧会においてその標章を付した商品又はその標章の下に提供されるサービスを展示し，かつ，その標章を付した商品又はそれらのサービスが最初にそのように展示された日から 6 月以内にその標章の登録を出願した者は，同人の請求により，当該日に登録出願をしたとみなされる。

(2) 当該商品又はサービスに係る展示の証拠は，権限のある博覧会当局が発行し，その標章がそれらの商品又はサービスに関連して最初に使用された日を陳述した証明書によって与えられなければならない。
(3) 本条は，出願人が主張する他の優先権の期間を延長するものではない。

登録手続

第 38 条　出願審査
(1) 登録官は，商標の登録出願が，規則によって課せられる要件を含め，本法の要件を満たしているか否かを審査しなければならない。
(2) そのために登録官は，自らが必要と考える限度において，先の商標についての調査を行うものとする。
(3) 登録官にとって登録要件が満たされていないと思われるときは，登録官は，出願人にその旨を知らせ，かつ，出願人に対し，登録官が指定する期間内に説明又は出願の補正をする機会を与えなければならない。
(4) 出願人が，それらの要件が満たされていると登録官に認めさせること若しくはそれらを満たすように出願を補正することを実行しない場合，又は指定期間の終了までに応答をしない場合は，登録官は，その出願の受理を拒絶しなければならない。
(5) 登録官にとって登録要件が満たされていると思われるときは，登録官は，その出願を受理しなければならない。

第 39 条　公告及び異議申立手続
(1) 登録出願が受理された場合は，登録官は，その出願を所定の方法で公告させなければならない。
(2) 何人も，出願についての公告日後の所定期間内に，登録に対する異議の通知書を登録官に出すことができる。

第 40 条　出願の取下，限定又は補正
(1) 出願人は，如何なるときにもその出願を取り下げ，又は出願によって指定されている商品又はサービスを限定することができる。出願が公告されている場合は，取下又は限定も公告されるものとする。
(2) それ以外に，出願人からの請求により，出願を補正することができるが，ただし，次の事項の訂正によるものに限られ，かつ，その訂正が商標の同一性に影響を及ぼさないか又は出願によって指定されている商品若しくはサービスの範囲を拡大しない場合に限られる。
(a) 出願人の名称又は宛先
(b) 文字表現又は複写の誤り，又は
(c) 明白な錯誤
(3) 商標の表示，又は出願によって指定される商品若しくはサービスに影響を及ぼす補正の公告について，及び補正によって影響を受けると主張する者による異論の申立については，規則によって規定することができる。

第 41 条　登録

(1) 出願が第 38 条(5)に基づいて受理されており，かつ，次に該当する場合は，登録官は，その商標を登録しなければならない。

(a) 第 39 条(2)にいう期間内に，異議申立通知が出されていない場合，又は

(b) 異議申立手続の全てが取り下げられるか又は出願人に有利に決定された場合

ただし，登録官が出願を受理した後に知るに至った事項を考慮して，登録官にとって，出願が誤って受理されていると思われる場合は，この限りでない。

(2) 商標は，登録のための所定の手数料が所定の期間内に納付されない限り登録されない。手数料が所定の期間内に納付されない場合は，その出願は，取り下げられたとみなされる。

(3) 商標が登録される場合は,その商標は,登録出願の出願日付で登録しなければならない。また，当該日は，本法の適用上，登録日であるとみなす。

(4) 商標が登録されたときは，登録官は，その商標を所定の方法で公告しなければならず，また，出願人に登録証を発行しなければならない。

第 42 条　登録：補足規定

(1) 規則によって，次の事項に関して規定することができる。

(a) 1 の登録出願の複数の出願への分割

(b) 複数の出願又は登録の併合

(c) 連続商標の登録

(2) (1)(c)における連続商標とは，複数の商標であって，その重要事項に関して相互に類似しており，かつ，その商標の同一性に実質的な影響を及ぼさない非識別性の事項に関してのみ異なるものをいう。

(3) 本条に基づく規則は，次の事項に関する規定を含むことができる。

(a) 分割，併合又は連続商標の登録を可能とする事情及び条件

(b) 当該規則の適用対象である出願を単一出願として処理する目的，及び出願を独立した複数の出願として処理する目的

登録商標の存続期間，更新及び変更

第 43 条　登録の存続期間

(1) 商標は，登録日から 10 年間登録されるものとする。

(2) 登録は，第 44 条に従って，更に 10 年の期間を単位として更新することができる。

第 44 条　登録の更新

(1) 商標登録は，更新手数料の納付を条件として，その所有者の請求により更新することができる。

(2) 登録官は，登録商標所有者に対し，その登録の満了前に，満了日及び登録更新を可能とする方法について通知すべき旨を，規則によって規定することができる。

(3) 更新請求及び手数料の納付は，登録満了前にしなければならない。これをしなかったときは，請求及び手数料の納付は，その後の 6 月以下の所定の期間内にすることができるが，その場合は，当該期間内に追加の更新手数料も納付しなければならない。

(4) 更新は，先の登録の満了から効力を生じる。
(5) 登録が本条に従って更新されなかった場合は，登録官は，その登録を登録簿から除去しなければならない。登録簿から除去された商標の登録回復に関し，所定の条件(あれば)に従うことを条件として，規則によって規定することができる。
(6) 商標登録の更新又は回復は，所定の方法で公告しなければならない。

第 45 条　登録商標の変更
(1) (2)に従うことを条件として，登録商標は，登録期間中又は更新時に登録簿において変更してはならない。
(2) 登録官は，商標所有者からの申請があったときは，登録商標の変更を許可することができるが，ただし，その商標が所有者の名称又は宛先を含んでおり，かつ，その変更が当該名称又は宛先の変更に限定され，その商標の同一性に実質的に影響しないことを条件とする。
(3) 当該変更，及びそれによって影響を受けると主張する者による異論の申立については，規則によって規定することができる。

放棄，取消及び無効

第 46 条　登録商標の放棄
(1) 登録商標は，その所有者が登録商標の登録対象である商品又はサービスの一部又は全部について放棄することができる。
(2) 規則によって，次の事項に関して規定することができる。
(a) 放棄の方法及び効果，及び
(b) 登録商標に係る権利を有する他の者の利益の保護

第 47 条　登録の取消
(1) 商標の登録は，次の事由の何れかに基づいて取り消すことができる。
(a) 登録手続の完了後 5 年の期間内に，当該商標が，その所有者により又はその承諾を得て，登録対象である商品又はサービスに関して，ブルネイにおける真正の使用がされておらず，かつ，不使用についての適切な理由がないこと
(b) そのような使用が連続した 5 年の期間停止されており，かつ，不使用についての適切な理由がないこと
(c) 所有者の行為又は無為の結果，当該商標が，その登録対象である商品又はサービスについての取引における一般的名称となっていること
(d) 当該商標が，その登録対象である商品又はサービスに関して，その所有者により又はその承諾を得て使用された結果，公衆に誤認を生じさせる虞があること
(2) (1)の適用上，商標の使用は，それが登録された形態での商標の識別性を変更しない要素において異なる形態での使用を含み，かつ，ブルネイにおける使用は，専ら輸出のために，ブルネイにおいて商品又はサービスにその商標を付すことを含む。
(3) 商標の登録を(1) (a)又は(b)に記載した理由によって取り消すことは，前記両号の何れかにいう使用が前記 5 年の期間の満了後，かつ，取消申請の提出前に開始又は再開されている場合は，できないものとする。

ただし，5 年の期間の満了後であるが，申請提出前 3 月の期間内に行われた使用の開始又は再開は，開始又は再開の準備が，取消申請がなされる可能性のあることを商標所有者が知る前に開始されていない限り，無視するものとする。
(4) 取消申請は，何人も行うことができ，また，次の各号の例外規定に従うことを条件として，登録官又は裁判所の何れに対しても行うことができる。
(a) 当該商標に関する訴訟が裁判所に係属している場合は，申請は，裁判所に対して行わなければならない。また
(b) その他の場合において，申請が登録官に対してなされたときは，登録官は，手続の如何なる段階においても，申請を裁判所に付託することができる。
(5) 取消理由が，その商標の登録対象である商品又はサービスの一部に関してのみ存在する場合は，取消は，それらの商品又はサービスのみに係わるものとする。
(6) 商標登録が何れかの範囲において取り消された場合は，商標所有者の権利は，その範囲に関し，次の日から停止したものとみなす。
(a) 取消申請日，又は
(b) 登録官若しくは裁判所が,取消理由が前記より先の日に存在していたと認定した場合は，その日

第 48 条　登録無効の理由
(1) 商標登録については，その商標が第 6 条又は同条にいう規定の何れかに違反して登録されたことを理由として，無効の宣言をすることができる。商標が同条(1)(b)，(c)又は(d)に違反して登録された場合において，その商標について行われた使用の結果，その商標が登録対象である商品又はサービスに関して登録後に識別性を獲得しているときは，無効の宣言をすることができない。
(2) 商標の登録は，次の理由により無効の宣言をすることができる。
(a) 第 8 条(1)，(2)又は(3)に記載した条件が適用される先の商標が存在していること，又は
(b) 第 8 条(4)に記載した条件が満たされる先の商標が存在していること
(3) 無効宣言の申請は，何人も行うことができ，また，次の例外規定に従うことを条件として，登録官又は裁判所の何れに対しても行うことができる。
(a) その商標に関する訴訟が裁判所に係属している場合は，申請は，裁判所に対して行わなければならない。また
(b) その他の場合において，申請が登録官に対して行われたときは，登録官は，手続の如何なる段階においても，申請を裁判所に付託することができる。
(4) 商標の登録に悪意があった場合は，登録官は，裁判所に対し，その登録の無効宣言を申請することができる。
(5) 無効理由が，商標の登録対象である商品又はサービスの一部に関してのみ存在する場合は，商標は，それらの商品又はサービスに関してのみ無効を宣言される。
(6) 商標登録がある範囲において無効を宣言された場合は，登録は，その範囲においてなされていなかったものとみなす。
ただし，この規定は，過去の終結した取引には影響を及ぼさない。

第 49 条　黙認の効果
(1) 先の商標又はその他の先の権利の所有者が，登録商標のブルネイにおける連続 5 年の使用を，その使用を知りながら黙認していた場合は，先の商標又はその他の権利を根拠とする次の権利を停止させるものとする。
(a) 後の商標の登録が無効である旨の宣言を求める申請，又は
(b) 後の商標が今まで使用されてきた商品又はサービスに関し，その商標の使用に対する異議申立
ただし，後の商標の登録が悪意で出願されていたときは，この限りでない。
(2) (1)が適用される場合は，後の商標に対して先の商標又は権利を主張することはできないが，後の商標の所有者も，先の商標，又は場合により，先の権利の利用に異議を申し立てる権利を有さない。

団体標章

第 50 条　団体標章
団体標章は，標章であって，その標章の所有者である団体の構成員の商品又はサービスを他の企業の商品又はサービスから識別するものである。

第 51 条　本法の団体標章への適用
本法を，第 1 附則に従うことを条件として，団体標章に適用する。

証明標章

第 52 条　証明標章
証明標章は，標章であって，その標章が使用されている商品又はサービスが，出所，材料，商品製造若しくは役務提供の方法，品質，正確性その他の特徴に関して，その標章の所有者によって証明されていることを示すものである。

第 53 条　本法の証明標章への適用
本法を，第 2 附則に従うことを条件として，証明標章に適用する。

第 II 部　国際商標

マドリッド協定議定書等

第 53A 条　マドリッド協定議定書等の効力を与える規則を設ける権限

(1) 法務大臣は，国王の承認を得て，ブルネイにおいて，マドリッド協定議定書又はブルネイが締約国である商標に関する条約，協定，取決め若しくは約束の規定を実施するための規則を作成することができる。

(2) (1)を損なうことなく，次の事項を規定することができる。

(a) 本国官庁として国際登録の出願；

(b) ブルネイでの基礎出願又は基礎登録が不成立又は失効した場合の手続；

(c) 国際事務局又は規則に定める機関からブルネイへの保護拡張の請求を受けた場合の手続；

(d) ブルネイへの保護拡張請求が成功した場合の効果；

(e) 国際登録出願又は国際登録を国内登録出願に変更；

(f) 国際事務局への情報の伝達，及び

(g) 国際登録，保護拡張及び更新に関して定める手数料の支払。

(3) 国際商標（ブルネイ）に関して，第 22 条及び第 4 部の規定を適用するための規則を設けることができる。

周知商標の保護

第 54 条　周知商標の保護

(1) 本法において，世界貿易機関協定によりパリ条約の利益を享受することができる商標を含め，パリ条約に基づき周知商標としての保護を受けることができる商標というときは，次の何れかの者の商標をいう。

(a) パリ条約同盟国又は世界貿易機関加盟国の国民，そこに本拠を有している，通常居住している，又は所在する権利を有する者，又は

(b) 前記の国に本拠を有している，又は現実かつ有効な工業上若しくは商業上の事業所を有する者

これに関しては，当該人がブルネイにおいて事業を行っているか否か又は営業権を有しているか否かを問わない。当該商標の所有者というときは，それに応じて解釈される。

(2) 第 49 条に従うことを条件として,パリ条約に基づき周知商標としての保護を受けることができる商標の所有者は，商標自体又はその主要部が，その商標と同一であるか又は類似している商標の，同一又は類似の商品又はサービスに関するブルネイにおける使用を差止命令によって禁止する権利を有するものとするが，ただし，その使用が混同を生じさせる虞があることを条件とする。

(3) (2)の規定は，本条の施行前に開始されている商標の善意使用の継続に影響を及ぼさない。

記章等

第 55 条　パリ条約同盟国及び世界貿易機関加盟国の国章等

(1) 商標であって，パリ条約同盟国又は世界貿易機関加盟国の国旗をもって構成されているか又はそれを含んでいるものは，当該国の権限のある官庁の許可なしには，登録を受けることができない。ただし，登録官にとって，予定された方法でのその国旗の使用が，当該許可なしに認容されると思われるときは，この限りでない。

(2) 商標であって，パリ条約同盟国又は世界貿易機関加盟国の，パリ条約又は世界貿易機関協定によって保護されている紋章又はその他の記章をもって構成されているか又はそれを含んでいるものは，当該国の当局の許可なしには，登録を受けることができない。

(3) 商標であって，パリ条約同盟国又は世界貿易機関加盟国によって採択されており，監督及び保証を表示する公の記号又は印章によって構成されているか又はそれを含んでいるものは，その記号又は印章がパリ条約によって保護されている場合は，それらが監督及び保証を表示する商品又はサービスと同一又は同種のものに関しては，当該国の権限のある官庁からの許可なしには，登録を受けることができない。

(4) 国旗及びそれ以外の国章又は公の記号若しくは印章に関する本条の規定は，紋章学上，当該の国旗若しくは他の国章又は記号若しくは印章を模倣している全てのものに同等に適用される。

(5) 本条の規定は，国民であって，その国の国章又は公の記号又は印章を使用する許可を得ている者からの出願に基づいて，その商標を登録することを妨げないものとし，それが他国のものと類似している場合も同様とする。

(6) 本条により，商標の登録に関して，パリ条約同盟国又は世界貿易機関加盟国の権限のある当局の許可が必要とされているか又は必要となる場合は，これらの当局は，その許可なしにブルネイにおいてする標章の如何なる使用も差止命令によって禁止する権利を有する。

第 56 条　一定の国際機関の記章等

(1) 本条は次の事項に適用する。

(a) 紋章，旗章及びその他の記章，並びに

(b) 略称及び名称であって，

パリ条約同盟国又は世界貿易機関加盟国の 1 又は 2 以上の政府が構成員である機関に属するもの

(2) 商標であって，パリ条約又は世界貿易機関協定に基づいて保護されている記章，略称又は名称によって構成されているか又はそれを含んでいるものは，当該機関の許可なしには，登録を受けることができない。ただし，登録官にとって，記章，略称又は名称の予定されている使用方法が，次の条件に該当していると思われるときは，この限りでない。

(a) 当該機関と商標との間に関係があることを公衆に示唆するようなものでないこと，又は

(b) 使用者と当該機関との間の関係の存在について公衆に誤認を生じさせる虞がないこと

(3) 機関の記章に関する本条の規定は，紋章学上，それらの何れかの模倣である全てのものに同様に適用される。

(4) 本条により，商標の登録に機関の許可が必要とされているか又は必要とされることになる場合は，当該機関はその許可のない，商標のブルネイにおける使用を差止命令によって禁

止する権利を有する。
(5) 本条の規定は，商標に関するその善意の使用が本法制定前に始まっている者の権利に影響を及ぼさない。

第 57 条　パリ条約第 6 条の 3 に基づく通知
(1) 第 55 条の適用上，パリ条約同盟国又は世界貿易機関加盟国の国章(旗章を除く)及び公の記号又は印章は，次の条件が満たされているか又は満たされている範囲に限り，パリ条約又は(該当するときは)世界貿易機関協定に基づいて保護されているとみなされる。
(a) その国が，同条約第 6 条の 3(3)に従ってブルネイに対し，同国はその記章，記号又は印章を保護することを望む旨，通知していること
(b) その通知が，現在もなお有効であること，及び
(c) ブルネイが，第 6 条の 3(4)に従った，それに対する異議申立をしていないか又は異議申立をしていた場合にそれを取り下げていること
(2) 第 56 条の適用上，同条の適用対象である機関の記章，略称及び名称は，次の条件が満たされている場合又は満たされている範囲に限り，パリ条約又は(該当するときは)世界貿易機関協定に基づいて保護されているとみなされる。
(a) その機関が，同条約第 6 条の 3(3)に従ってブルネイに対し，同機関はその記章，略称又は名称を保護することを望む旨，通知していること
(b) その通知が，現在もなお有効であること，及び
(c) ブルネイが，第 6 条の 3(4)に従った，それに対する異議申立をしていないか又は異議申立をしていた場合にそれを取り下げていること
(3) パリ条約第 6 条の 3(3)に基づく通知は，その通知の受領から 2 月を経過した後で行われる登録出願に限り効力を有するものとする。
(4) 登録官は，次の事項の一覧を備え，全ての合理的時間に無償で公衆の閲覧に付さなければならない。
(a) 国章及び公の記号又は印章，及び
(b) 機関の記章，略称及び名称であって，
第 6 条の 3(3)により，パリ条約によって保護されているもの

代理人又は代表者の行為

第 58 条　代理人又は代表者の行為
(1) 以下の規定は，商標登録出願が，その商標についてのパリ条約加盟国における所有者である者の代理人又は代表者によって行われる場合に適用する。
(2) 所有者がその出願に異議申立をする場合は，登録は拒絶される。
(3) (そのような異議申立がされない)出願が承認された場合は，所有者は，次の行為をすることができる。
(a) 登録についての無効宣言を申請すること，又は
(b) 登録商標所有者として同人の名義に代替させるために，登録簿の更正を申請すること
(4) 所有者は(本法により登録商標に対して付与された権利に拘らず)，ブルネイにおける，同人によって許可されていないその商標の使用を差止命令によって禁止することができる。

(5) (2)，(3)及び(4)は，代理人又は代表者がその行為を正当化する場合又は正当化する範囲については適用されない。

第 59 条　第 58 条(3)に基づく申請についての期限

第 58 条(3)(a)又は(b)に基づく申請は，所有者がその登録を知ってから 3 年以内にしなければならない。また，所有者が 3 年以上の連続する期間中黙認していた使用に関しては，(4)に基づく差止命令は許可されない。

第 III 部　管理規定及びその他の補足規定

登録簿

第 60 条　登録簿

(1) 登録官は，商標登録簿を維持しなければならない。
(2) 登録簿には，本法に従って，次の事項を記入しなければならない。
(a) 登録商標
(b) 登録商標に影響を及ぼす登録可能な取引に関して別途定める明細，及び
(c) 登録商標に関し別途定めるその他の事項
(3) 登録簿は，別途定める方法で維持・管理されるものとし，また，特に，次の事項に関して規定を設けるものとする。
(a) 登録簿の公衆による閲覧，及び
(b) 登録簿上の記入事項に係る認証若しくは無認証の謄本又は抄本の提供

第 61 条　登録簿の更正

(1) 十分な利害関係を有する者は，登録簿における誤謬又は遺漏に関し更正申請をすることができる。
ただし,商標登録の有効性に影響を及ぼす事項に関しては,更正申請をすることができない。
(2) 更正申請は，次の例外規定に従うことを条件として，登録官又は裁判所の何れに対しても行うことができる。
(a) その商標に関する訴訟が裁判所に係属している場合は，申請は，裁判所に対してしなければならない。また，
(b) 前記以外の場合において，申請が登録官に対してなされたときは，登録官は，手続の如何なる段階においてもその申請を裁判所に付託することができる。
(3) 登録官又は裁判所が別段の指示をしたときを除き，登録簿更正の効果は，当該の誤謬又は遺漏がなされていなかったとみなされることである。
(4) 登録官は，登録商標の所有者又はライセンシーから所定の方法による請求があったときは，記録されている名称又は宛先の変更を登録簿に記入することができる。
(5) 登録官は，登録官にとってその効力が消滅していると思われる事項を登録簿から除去することができる。

登録官の権限及び責務

第 62 条　様式の使用を要求する権限

(1) 登録官は，商標登録又は自己に対する本法に基づくその他の手続の目的上，自らが別途指示する様式の使用を要求することができる。
(2) 様式及びその使用に関する登録官の指示は，所定の方法で公告しなければならない。

第 63 条　出願及び登録商標についての情報

(1) 商標登録出願についての公告後，何人かの請求があったときは，登録官は，その者に対

し，ある場合は所定の限定に従うことを条件として，その請求において指定されている，出願又はそれから生ずる登録商標に関する情報を提供し，また，そのような書類の閲覧を許可しなければならない。請求は，所定の方法で行われなければならず，また，別途定められる手数料が添付されなければならない。
(2) 商標登録出願の公告前においては，登録官は，出願を構成し又は出願に関連する書類又は情報を公表してはならず，又は如何なる者に対してもそれを知らせてはならないものとするが，次の条件に該当するものを除く。
(a) 別途定められる場合及び範囲におけるもの，又は
(b) 出願人の承諾がある場合。ただし，(3)に従うことを条件とする。
(3) ある者が，商標登録の出願がされている旨，及び出願人は，その出願が承認されたときは，同人に対し，出願公告後になされる行為に関して訴訟を提起する旨の通知を受けたときは，同人は，その出願が公告されていないにも拘らず，(1)に基づく請求をすることができ，かつ，同項はそれに応じて適用される。

第 64 条　費用及び費用の担保
(1) 登録官に対する本法に基づく手続に関し，登録官に次の権限を付与する旨を，規則によって規定することができる。
(a) 登録官が合理的と考える費用を当事者に裁定すること，及び
(b) 費用の支払方法及び支払当事者について指示すること
(2) 登録官の当該命令は，裁判所命令と同様に執行することができる。
(3) 別途定める事件に関して，登録官に対する手続の当事者に，その手続又は上訴手続に関する費用の担保を提供するよう要求すること，及び担保が提供されなかった場合の結果に関して，登録官に権限を与える旨を，規則によって規定することができる。

第 65 条　登録官に提出する証拠
規則によって，次の事項に関して規定することができる。
(a) 登録官に対する本法に基づく手続における，宣誓供述書又は司法手続外誓約書による証拠の提供
(b) 登録官に対し，宣誓をした証人の尋問並びに開示手続及び書類の提出に関し，高等裁判所における手続についての尋問人の権限を付与すること，及び
(c) 登録官に対する手続における証人の出席に関し，前記尋問人の面前への証人の出席に適用される規則を適用すること

第 66 条　登録局の処分に係る免責
(1) 登録官は，本法又はブルネイが当事国である協定に基づく商標登録の有効性を保証するとはみなされない。
(2) 登録官は，本法又は前記の協定によって要求され若しくは許可される審査，又は当該審査に関連するその後の報告若しくは手続を理由として又はそれに関連して何ら責任を負わない。
(3) 本条により，登録官が責任を負わない事項に関しては，第 3 条(2)に基づいて任命された者に対して法的手続をとることができない。

法的手続及び上訴

第 67 条　登録は有効性の一応の証拠であること

登録商標に関する全ての法的手続(登録簿の更正を求める手続を含む)においては，商標所有者としてのある者の登録は，原登録及びその後の譲渡又は移転の有効性に関する一応の証拠である。

第 68 条　争いが生じた登録に関する有効性の証明書

(1) 裁判所に対する手続において，商標登録の有効性について争われ，かつ，裁判所によって，その商標は有効に登録されている旨が認定された場合は，裁判所は，その旨の証明書を出すことができる。

(2) 裁判所が当該証明書を出し，その後の手続において，

(a) その登録の有効性について，再度疑義が提起され，かつ

(b) 所有者が自らに有利な最終命令又は判決を取得したときは，

所有者は，裁判所が別段の指示をする場合を除き，裁判費用を得る権利を有する。本項は，当該手続に関する上訴の費用には適用されない。

第 69 条　登録簿に係る手続への登録官の出頭

(1) 裁判所に対する手続であって，次の申請に関連するものについては，登録官は出頭し，聴聞を受ける権利を有し，また，裁判所からの指示があったときは，出頭しなければならない。

(a) 商標登録の取消

(b) 商標登録の無効宣言，又は

(c) 登録簿の更正

(2) 裁判所から別段の指示を受けたときを除き，登録官は，出頭する代わりに，次の事項を記載し，自らが署名した陳述書を裁判所に提出することができる。

(a) 係争事件に関して自己に提起された手続

(b) それに関して自らが行った決定の理由

(c) 類似事件に関する登録局の慣行，又は

(d) その争点に対する関連性があり，かつ，登録官として知っている事項であって，自らが適切と考えるもの

第 70 条　登録官に対する上訴

(1) 本法に基づく登録官の決定に対しては，規則により別段の規定が明示してされているときを除き，裁判所に上訴することができる。本項において，「決定」は，本法により又は本法に基づいて登録官に付与されている裁量の行使として登録官が行った全ての行為を含む。

(2) 裁判所は，上訴に関し，他の法律に基づく権限に加え，本法により登録官に与えられているのと同じ裁量権を有する。

第 71 条　裁判所規則
本法に従うことを条件として，首席裁判官は，国王の裁可を受け，裁判所への上訴についての，又はそれに関連する業務及び手続並びに当該上訴の費用を規制する規則を作成することができる。
ただし，旧法に基づいて作成され，本条の施行時に有効な裁判所規則は，それが本法と矛盾しない限り，本法に基づき他の規定が作成されるまでは，本法に基づいて作成されたものとして，引き続き効力を有する。

手数料，就業時間等

第 72 条　手数料
(1) 本法に基づく出願・申請及び登録その他に関しては，別途定める手数料を納付しなければならない。
(2) 次の事項に関し，規則によって規定することができる。
(a) 2 以上の事項に関する単一手数料の納付，及び
(b) 手数料の返還又は免除を可能とする事情(それが存在する場合)

第 73 条　就業時間及び就業日
(1) 登録官は，公報に発表する通知によって，本法に基づく業務を行うための登録局の就業時間及びその目的での就業日を指定する指示を出さなければならない。
ただし，就業時間及び就業日に関して旧法に基づいて制定された規則であって，本条の施行時に効力を有するものは，それが本法と矛盾しない限り，本項に基づく指示が作成されるまでは，本項に基づいて作成された指示として，引き続き効力を有する。
(2) 何れかの日において指定就業時間後に，又は就業日でない日に行われた取引は，翌就業日に行われたものとみなされる。また，本項に基づく事項の実行期限が就業日でない日に到来する場合は，その期限は，翌就業日まで延期される。
(3) 本条に基づく指示は，異なる種類の業務について異なる規定を設けることができる。

第 74 条　公報を発行する登録官の権限
(1) 登録官は，登録商標又は登録出願に関する情報を登録官が適切と考える場合は，商標公報を発行し又は発行させることができる。
(2) 疑義を避けるため，公報は公式書類とする。
(3) 公報は，文書形式である必要はない。

商標代理人

第 75 条　代理人の承認
(1) 規則に別段の定めがある場合を除き，また，第 76 条に基づいて制定される規則に従うことを条件として，商標の登録又は登録商標に関する手続に関連して，ある者によって又はある者に対して行うことが本法によって要求され又は許可される行為は，同人によって授権された代理人によって又は代理人に対して，書面をもって行うことができる。

(2) 第 80 条は，(1)に基づいて授権された代理人に適用される。

第 76 条　商標代理人登録簿

法務長官は，国王の裁可を受けて，商標登録の出願又は取得のために他人の代理人として行動する者に関する登録簿の登録官による維持管理を求める規則を制定することができ，また，この権限の一般性を害することなく，当該規則は，当該人の登録を規制する規定を含むことができ，かつ，次を規定することができる。

(a) 別途定める手数料の納付を求めること，及び

(b) 所定の場合において，登録簿に登録されている者の名称の抹消又はある者の登録の停止を許可すること

ただし，本条は，本条施行日に特定の事件に関して旧法第 71 条に基づいて登録官からの特別許可を得ている者に対しては，本法に基づいて登録官によって取り消されるまで，又は本法に基づいて他の規定が作成されるまでは，影響を与えない。

第 77 条　無登録者は，登録商標代理人として表示してはならない

(1) 登録商標代理人でない個人は，次の行為をしてはならない。

(a) 「登録商標代理人」という語を含む名称又はその他の表示の下で業務(パートナーシップとしてのものを除く)を行うこと，又は

(b) 業として，それ以外の状態で，登録商標代理人として本人を表示し若しくは見せかけること，又は本人が表示され若しくは見せかけられることを許容すること

(2) パートナーシップは，次の行為をしてはならない。

(a) 「登録商標代理人」という語を含む名称又はその他の表示の下で業務を行うこと，又は

(b) 業として，それ以外の状態で，登録商標代理人事務所として自らを表示し若しくは見せかけること，又は自らが表示され若しくは見せかけられることを許容すること

ただし，パートナー全員が登録商標代理人であるか又はパートナーシップが，本条の適用上，別途定める条件を満たしているときは，この限りでない。

(3) 法人は，次の行為をしてはならない。

(a) 「登録商標代理人」という語を含む名称又はその他の表示の下で業務(パートナーシップとしてのものを除く)を行うこと，又は

(b) 業として，それ以外の状態で，登録商標代理人として自らを表示し若しくは見せかけること，又は自らが記表示され若しくは見せかけられることを許容すること

ただし，法人の取締役全員が登録商標代理人であるか又は法人が，本条の適用上，別途定める条件を満たしているときは，この限りでない。

(4) 本条に違反する者は有罪であり，有罪判決により，$15,000 以下の罰金刑に処する。

第 78 条　混合パートナーシップ及び法人に対する条件等を定める権限

(1) 法務長官は，国王の裁可を受けて，

(a) すべてのパートナーが有資格者であるとは限らない場合のパートナーシップに関して，又は

(b) すべての取締役が有資格者であるとは限らない場合の法人に関して，

第 77 条の適用上満たされるべき条件を規定し，かつ，当該パートナーシップ又は法人が遵守

すべき要件を課す規則を制定することができる。
(2) 当該規則は，次の事項を含むことができる。
(a) 有資格者でなければならないパートナー又は取締役の人数又は比率に関する条件の規定
(b) 次の事項に関する要件の賦課
(i) パートナーシップ又は法人により，又はその承諾を得て発行され，かつ，その事業に関連している職業上の広告，回状又は書信における有資格者及び無資格者の表示，及び
(ii) パートナーシップ又は法人が業務を組織化する方法であって，有資格者が無資格者の活動を十分な程度に管理することができるようにするためのもの
(3) 当該規則によって課せられる要件に違反する者は有罪であり，有罪判決により，$15,000以下の罰金刑に処する。
(4) 本条においては，「有資格者」とは，登録商標代理人をいう。

第 79 条　「商標弁護士」の用語の使用
登録商標代理人を指すときに，「商標弁護士」の用語を使用することは，法的職業法(第 132 章)第 19 条に基づく違法行為とはならない。

第 80 条　登録商標代理人との通信に関する特権
(1) 本条は，商標の保護に関する，又は詐称通用に係わる事項について適用する。
(2) 通信であって，
(a) ある者とその商標代理人との間のもの，又は
(b) ある者がその商標代理人に指示するために求める情報を取得するため，又はその情報を求める要求に対する回答であるものは，
ある者とその法廷弁護士及び事務弁護士との間の通信，又は場合により，ある者がその法廷弁護士及び事務弁護士に指示するために求める情報を取得するための，若しくはその情報を求める要求に対する回答である通信と同様に，法的手続において開示を免除される。
(3) (2)においては，「商標代理人」は，次の者を意味する。
(a) 登録商標代理人
(b) パートナーシップであって，自らを登録代理人事務所として表示する資格を有するもの
(c) 法人であって，自らを登録商標代理人として表示する資格を有するもの，又は
(d) 第 75 条に基づき，書面によって授権されている者

第 81 条　一定の代理人との業務を拒絶する登録官の権限
(1) 法務長官は，国王の裁可を受けて，登録官に対し，本法に基づく業務に関して次の者を代理人として承認することを拒絶する権限を与える規則を制定することができる。
(a) 第 77 条に基づく違法行為で有罪判決を受けた者
(b) 非行を理由として商標代理人登録簿からその名称が抹消され，かつ，復活していない，又は停止されている個人
(c) 商標代理人登録簿に登録されている個人の場合において，非行が理由となってその名称が登録簿から抹消されることになる行為をしたと登録官が認定する者
(d) パートナーシップ又は法人であって，そのパートナー又は取締役の内の 1 が，(a)，(b)又は(c)に基づいて登録官が承認を拒絶することができる者であるもの

(2) 当該規則は，人が非行を犯したとみなす，又はみなさないことにする事情についての規定を含め，法務長官にとって適切と思われる付帯的及び補充的規定を含むことができる。

第 IV 部　侵害商品の輸入に関する手続

第 82 条　侵害商品は留置することができる

(1) 登録商標の所有者又はライセンシーは，税関管理官に次の趣旨の通知書を出すことができる。

(a) 自らが，通知書に指定している商品に関して登録されている商標の所有者であり，又は場合により，ライセンシーである旨を主張すること

(b) 管理官に対し，税関の管理下にあり，又はいつでも管理されることになる侵害商品を留置するよう要求すること

ただし，それらの商品に関する，当該商標のブルネイにおける使用が，その使用についての同人の排他的権利を侵害することになる筈の場合を条件とする。

(2) 通知は，次の条件を満たしていなければならない。

(a) その要求を裏付ける明細であって，第 106 条に基づいて制定される管理規則に定められるものを含んでいること

(b) 通知の有効期間を指定すること。ただしその期間は，次の条件を満たすものでなければならない。

(i) 通知日から 5 年以上ではないこと，又は

(ii) その商標の登録が通知日から 5 年以内に満了する場合は，当該満了日より遅くない時期に満了すること

(3) 税関管理官は，その通知に対して次のことを行わなければならない。

(a) 通知が本条の要件及び第 106 条に基づいて制定される管理規則の要件を満たしている場合は，その通知を受理すること。その場合は，その対象とする商品が，私的かつ家庭での使用のために輸入されているのでない限り，税関令 2006 年(S39/2006)の適用上，禁制品となる。又は

(b) 通知が当該要件を満たしていない場合は，その通知の受理を拒絶し，また，権利主張者に通知を受理したか否かを伝えること

(4) (3)(a)に基づいて受理された通知は，その通知に指定されている期間について効力を有するものとする。ただし，次に該当するときは，この限りでない。

(a) 通知が，権利主張者によって書面をもって取り消されること，又は

(b) 裁判所が，第 87 条に基づく手続において，それが破棄されるべき旨を命ずること

(5) 本条は，標識であって，それに係わる登録商標の所有者により，又は同人の承諾を得て，ブルネイ以外の国において商品に適用されたものには適用されない。

(6) 登録商標の登録使用者とその商標の所有者との間に存在する協定があれば，それに従うことを条件として，登録使用者は，所有者に対し，その商標に関して(1)に基づく通知を出すよう要求することができ，また，所有者が拒絶するか又は要求されてから 2 月以内に通知を出さない場合は，登録使用者は，所有者であるものとして，同項に基づく通知を出すことができる。

第 83 条　商品が侵害商品であるか否かについての決定

(1) 次の条件に該当する場合，すなわち，

(a) 第 82 条(3)(a)に基づいて受理された通知が効力を有している場合，かつ

(b) 税関職員が，輸入され，税関の管理下にある商品が侵害商品である可能性があるとの意見を形成している場合は，
当該職員は，商品が侵害商品であると思われるか否かを確認するために必要と考える調査をすることができる。
(2) 税関職員が調査をする場合は，当該職員は，第 84 条に従うことを条件として，
(a) 権利主張者，及び
(b) 職員にとって，その商品に利害関係を有すると思われるそれ以外の者に，
自らが指定する情報を，その情報の提供要求を受けてから 10 日以内に提供するよう要求することができる。
(3) 税関職員が調査をするか否かに拘らず，職員は，商品が侵害商品と思われるか否かを決定しなければならない。
(4) 本条は，私的かつ家庭での使用のために輸入された商品には適用されない。

第 84 条　情報提供要求に関する制限

(1) 税関職員は，情報が調査のために必要であると信じる場合を除き，何人に対しても第 38 条(2)に基づく情報の提供を要求してはならない。
(2) 情報提供を要求された者は全て，その情報の提供に関し，裁判所において証人が有するのと同一の特権を有するものとする。
(3) 何人かが情報の提供を拒絶するか又は提供しない場合は，(2)に従うことを条件として，それに係る税関職員は，第 83 条(3)に基づく決定をするに際し，その拒絶又は不履行を考慮に入れることができる。

第 85 条　決定の通知

(1) 第 83 条(3)に基づく決定をした税関職員は，その決定の通知書が次の者に送達されるようにしなければならない。
(a) 権利主張者，及び
(b) 職員にとって，その商品に利害関係を有すると思われる他の者
(2) (1)に基づいて，送達することが必要とされる全ての通知書は，次の方法で送達することができる。
(a) 交付送達，又は
(b) 当該権利主張者又はそれ以外の者の最新の宛先への郵送
(3) 第 86 条に基づく留置は，(1)に基づく送達の不履行によっては，不法とされない。

第 86 条　侵害商品の留置

(1) 税関職員が，輸入されており，税関の管理下にある商品が，第 82 条(3)(a)に基づいて受理した通知に係る商品である可能性がある旨の意見を形成したときは，それらの商品は直ちに，次の何れかが満たされるまで，その職員によって留置されるものとする。
(a) 税関管理官が，第 87 条(1)に基づく訴訟において出された，その通知は破棄されるべき旨の命令を送達されたこと
(b) 税関管理官が，第 87 条(2)に基づく訴訟において出された，その商品の留置は解除されるべき旨の命令を送達されたこと

(c) 第 87 条(3)に基づく訴訟(上訴を含む)があった場合は，その訴訟が，その商品は侵害商品ではない旨の決定によって終結したこと
(d) 第 87 条(3)に基づく訴訟(上訴を含む)があった場合は，その訴訟が放棄されたこと，又は
(e) 第 85 条に基づいて通知が送達されてから 10 日が経過しており，かつ，税関管理官が，輸入者又は荷受人以外の者から，第 87 条(3)に基づいて提起された訴訟についての通知の送達を受けていないこと
上記条件の何れかが満たされたときは，本条(3)に従うことを条件として，商品は，それについての権利者に対し，留置の解除が行われるものとする。
(2) 税関管理官は，特定の事件に関しては，監督官が全ての事情を考慮して，そのようにすることが適切であると判断する場合は，(1)(e)にいう期間を 20 日に延長することができる。
(3) 税関管理官は，次に該当しない限り，(1)に基づく商品留置の解除をしてはならない。
(a) 商品の輸入に関する他の全ての条件が満たされていること
(b) 第 106 条に基づいて制定され，担保の寄託を求めた管理規則に定められる要件が満たされていること，及び
(c) その商品の留置解除が，如何なる法律に対しても，ほかに違反がないこと

第 87 条　侵害商品に関する訴訟
(1) 何人も，裁判所に対し，第 82 条(3)に基づいて受理された通知が破棄されるべき旨の命令を求める申請をすることができ，また，裁判所は，それに応じてそのような命令を出すことができる。
(2) 何人も，裁判所に対し，第 86 条に基づいて留置されている商品の留置が解除されるべき旨の命令を求める申請をすることができ，また，裁判所は，それに応じてそのような命令を出すことができる。
(3) 何人も，裁判所に対し，第 83 条(3)に基づいて行われた決定の対象である商品が，私的かつ家庭での用途以外で輸入された侵害商品であるか否かについての決定を求める申請をすることができ，また，裁判所は，それに応じてそのような決定をすることができる。
(4) (3)に基づく訴訟については，税関管理官に通知が送達されなければならない。
(5) (3)に基づく訴訟においては，裁判所は，その商品に利害関係を有する全ての者に対する通知の送達に関して指示を出さなければならず，また，当該利害関係人は，次の事項に関する権利を有する。
(a) その訴訟に出頭すること。この場合は，同人が第 85 条に基づく通知を送達されていたか否かを問わない。
(b) これらの訴訟において出された命令に関して上訴をすること。この場合は，同人が訴訟に出頭していたか否かを問わない。
(6) 訴訟において，(3)に基づいて出される命令は，上訴通知を出すことができる期間の終了まで，又はその期間の終了前に上訴通知が出されている場合は，上訴に係る手続の最終的決定又は放棄までは効力を生じないものとする。

第 88 条　同意による商品の没収
侵害商品が税関管理官又は職員によって留置された場合は，その商品の輸入者又は荷受人は，

税関管理官に対する通知書によって，その商品が没収されることに同意することができ，また，当該通知の受領により，その商品は，それに基づいて没収されるものとする。

第 89 条　裁判所の権限

(1) 第 87 条(3)に基づく訴訟において，裁判所は，第 83 条(3)に基づく決定の対象である商品が私的かつ家庭での用途以外の目的で輸入された商品であると決定したときは，その商品に関し，次の命令を出すものとする。

(a) 没収すること

(b) 廃棄すること，又は

(c) 裁判所が適切と考えるその他の方法で処分すること

(2) (1)に基づいて如何なる命令を出すかを検討するに際し，裁判所は，次の事項を考慮するものとする。

(a) 侵害訴訟において使用可能な他の救済手段が，権利主張者に補償し，かつ，その利益を保護するのに十分であるか否か，及び

(b) 侵害商品が同人の利益に悪影響を及ぼさないような方法で処理されるようにすることの必要性

(3) 侵害商品に 2 以上の者が利害関係を有する場合は，裁判所は，その商品について売却その他の処分をし，その受取金を分割すべきことを指示することができ，又は裁判所が適切と考える他の命令を出すものとする。

(4) 第 87 条(3)に基づく訴訟において，裁判所が，第 83 条(3)に基づく決定の対象である商品が私的かつ家庭での用途以外の目的で輸入された侵害商品ではないと決定した場合は，裁判所は，その訴訟の当事者が，裁判所が適切と考える補償をその商品の輸入者，荷受人又は所有者に支払うべき旨の命令を出すことができる。

第 90 条　商品の検査

(1) 税関職員は，税関の管理下にある商品であって，

(a) 第 82 条に基づいて出された通知，

(b) 第 83 条に基づく調査，又は

(d) 第 87 条に基づく訴訟，

の対象であるか又は対象である可能性のあるものに関し，それらの商品について又はそれらの商品に関する第 83 条に基づく調査若しくは第 87 条に基づく訴訟について利害関係を有する者に対し，それらの商品を検査する許可を与えなければならない。

(2) (1)にいう者は，次のことを行うことができる。

(a) その商品を検査すること，及び

(b) 税関職員の承認を得て，その商品又はその見本を検査するために，それらを税関職員が指定する場所，期間及び条件に従い，移動させること

(3) 本条に基づいて商品を検査すること又は移動させることを望む者は，税関職員に対し，そうすることの意思について少なくとも 72 時間の事前通知を出さなければならない。

第 91 条　税関管理官の情報開示権限

税関管理官が，侵害商品，侵害材料又は侵害物品に関する情報を，本法に基づく又は輸入商

品に関する他の何れかの法律に基づくその職務の行使のために又はそれに関連して取得している場合は，管理官は，何人かによる本法第 94 条又は商品標章法(第 96 章)の下での違法行為の調査又は訴追に係る職務行使の便宜を図るために，その情報の開示を許可することができる。

第 92 条　権限及び責務の委譲

(1) 税関管理官は，本法によって又は基づいて自己に付与又は賦課されている権限及び責務の全部又は一部を，全般的に又は特定の事件に関し，書面をもって，税関職員に委譲することができる。

(2) (1)に基づく委譲は，同項に基づく委譲する権限を含まない。

(3) 税関管理官によって与えられる全般的若しくは特別の指令又は賦課される条件に従うことを前提として，権限又は責務を委譲された税関職員は，それが委譲によるものでなく，本法によって直接にその職員に付与又は賦課された場合と同一の方法により，かつ，同一の効力をもって，その権限又は責務を行使又は履行することができる。

(4) 本条に基づく委譲に基づいて行動すると称する税関職員の全ては，反証が無い場合は，委譲の条件に従って行動していると推定される。

(5) 本条に基づく委譲は，特定の者又は特定の官職若しくはその部類のその時の保有者に対して行うことができる。

(6) 当該委譲は全て，随意に取り消すことができ，また，当該委譲は，税関管理官による何れの権限又は責務の行使又は履行を妨げない。

第 93 条　政府及び税関職員の免責

(1) 第 82 条から第 92 条までに基づく，又は第 106 条に基づく管理規則に基づく権限又は責務の行使又は履行により実行された，実行されたと主張される又は実行が省略された全ての事柄に関し，政府は，商品が税関上屋にあるか又は税関職員の合法的保護若しくは管理下にある間に，その商品に関して，火災，盗難，損傷その他の理由で生じた損失を補う責任を負わないものとする。ただし，当該損失が，税関職員又は政府によって税関に関連して雇用されている者の故意の懈怠又は不履行によって生じたときは，この限りでない。

(2) (1)に記載した，実行された，実行されたと主張される又は実行が省略された全ての事柄に関しては，税関職員又は政府によって税関に関連して雇用されている全ての者は，商品が税関上屋にあるか，又は当該職員，他の税関職員若しくは税関に関連して雇用されている者の管理下にある間に，その商品に関して，火災，盗難，損傷その他の理由で生じた損失を補う責任を負わないものとする。ただし，当該損失がそれらの者の故意の懈怠又は不履行によって生じたときは，この限りでない。

違法行為

第 94 条　商品に関する商標等の不許可使用

(1) ある者が，自己若しくは他人のために利益を得る目的で，又は他人に損失を生じさせる意図で，かつ，商標所有者の承諾なしに，次の行為をする場合は，その行為は，違法行為に該当する。

(a) 商品又はその包装に，登録商標と同一であるか又はそれと誤認される虞がある標識を利用すること
(b) 当該標識が付されている商品，又はその包装に当該標識が付されている商品を，販売若しくは賃貸すること,販売若しくは賃貸の申出をすること若しくはそのために展示すること，又は配布すること，又は
(c) そのような商品を，自己又は他人が，(b)に基づく違法行為となるような何らかの事柄をする目的で，業として自らの保有，保護又は管理下に置くこと
(2) ある者が，自己若しくは他人のために利益を得る目的で，又は他人に損失を生じさせる意図で，かつ，商標所有者の承諾なしに，次の行為をする場合は，その行為は，違法行為に該当する。
(a) 次の用途で使用することが意図されている材料に，登録商標と同一であるか又はそれと誤認される虞がある標識を利用すること
(i) 商品のラベル又は包装用に
(ii) 商品に係る営業文書として，又は
(iii) 商品の宣伝用に
(b) 当該標識を付した材料を商品のラベル若しくは包装用に,商品に関する営業文書として，又は商品の宣伝用に，業として使用すること，又は
(c) そのような材料を，(b)に基づく違法行為となる筈の行為を自己又は他人が行う目的で，業として自らの保有，保護又は管理下に置くこと
(3) ある者が，自己若しくは他人のために利益を得る目的で，又は他人に損失を生じさせる意図で，かつ，商標所有者の承諾なしに，次の行為をする場合は，その行為は，違法行為に該当する。
(a) 登録商標と同一であるか又はそれと誤認される虞がある標識の複製を作成するために特に設計若しくは改作された物品を作成すること，又は
(b) 業として，当該物品を自らの保有，保護若しくは管理下におくこと
ただし，その物品が，商品又は商品のラベル若しくは包装の材料を生産するために，商品に関する営業文書として，又は商品の宣伝のために，これまで使用されており又は使用される予定となっていることを，同人が知っているか又は知るべき理由を有していることを条件とする。
(4) 何人も，次の条件に該当する場合を除き，本法に基づく違法行為をすることにはならない。
(a) 当該商品が，商標の登録対象である商品であること，又は
(b) 商標がブルネイにおいて名声を有しており，かつ，当該標識の使用が商標の識別性若しくは名声から不当な利益を得ている，若しくは得ることになる，又はそれを害している，若しくは害することになること
(5) 本条に基づく違法行為として告発された者が，合理的理由に基づき，それが使用された又は使用される予定であった方法での当該標識の使用は登録商標の侵害ではなかったと同人が信じていた旨を証明することは，同人にとっての抗弁である。
(6) 本条に基づく違法行為に対して有罪である者は，有罪判決に基づき，10 年以下の拘禁若しくは罰金，又はその両刑の併科に処する。

第 95 条　商品標章法第 96 章の施行

(1) 商品標章法(第 96 章)第 30 条を，本法第 94 条の施行に関し，同法の施行に関するのと同様に適用する。

(2) 商品標章法(第 96 章)の施行に資する目的で情報の開示を許可する全ての法律を,本法第 94 条が同法に含まれているものとして，及び同条の施行に関連する者の権限が同法に基づくものであるとして，適用する。

第 96 条　登録簿等の偽造

(1) ある者が，それが虚偽であることを知っていながら又は虚偽であると信ずべき理由を有していながら，商標登録簿に虚偽の記入をし又は虚偽の記入をさせることは，違法行為に該当する。

(2) ある者が，それが虚偽であることを知っていながら又は虚偽であると信ずべき理由を有していながら，次の行為をするときは，その行為は，違法行為に該当する。

(a) 登録簿における記入事項の写しであると偽証するものを作成し又は作成させること，又は

(b) そのようなものを証拠として提出し又は提供すること

(3) 本条に基づく違法行為をした者は，有罪判決に基づき，5 年以下の拘禁若しくは$50,000 以下の罰金又は両刑の併科に処する。

第 97 条　商標が登録されているとする虚偽表示

(1) ある者が次の趣旨の表示をする場合は，その行為は違法行為に該当し，同人は有罪判決に基づき，$10,000 以下の罰金に処する。

(a) 登録商標でない標章に関し，それが登録商標である旨

(b) 登録商標の一部であって，商標として独立して登録されていない部分に関し，それがそのように登録されている旨

(c) 登録商標が，それが登録されていない商品又はサービスに関して登録されている旨，又は

(d) 登録簿に記入されている制限を考慮したとき，登録が排他権を与えていない事情において，商標登録がその使用に関する排他権を与えている旨

(2) 本条の適用上,「登録済」という語，又は明示的であるか黙示的であるかを問わず，登録に言及する他の語は,登録簿における登録についての言及を意味するものとみなす。ただし，次の条件に該当する場合は，この限りでない。

(a) その語が，それが含まれる他の語と少なくとも同じ大きさの文字で使用されており，かつ，ブルネイ以外の国であって，言及されている登録がその国の法律に基づいて現に効力を有している国の当該法律に基づく商標としての登録についての言及であることを示している語句と併用されている場合

(b) その語(「登録済」以外のもの)が，それ自体で，そのような登録への言及を示している場合，又は

(c) その語が，ブルネイ以外の国の法律に基づいて商標として登録されている標章に関し，かつ，その国に輸出される商品又はその国での使用のためにサービスに関して使用される場合

第 98 条　他人によって使用される偽造商標
(1) 何人も，他人が使用する商標を偽造する場合は，その行為は違法行為であり，同人は，有罪判決に基づき 5 年以下の拘禁若しくは$100,000 以下の罰金又は両刑の併科に処する。
(2) 何人も，次に該当する場合は，商標を偽造したとみなす。
(a) 商標所有者の承諾なしに，商標，又は標章であって，
(b) 欺瞞する意図でその商標に類似するものを作成すること，又は
(c) 変更，追加，除去その他の方法により真正の商標を贋造すること
(3) 本条に基づく訴追においては，商標所有者の承諾についての立証責任は被告側にあるものとする。

第 99 条　商標偽造手段の作成又は保有
ある者が商標を偽造するために鋳型,板金その他の手段を作成するか若しくは保有する場合,又は他人のものである製造物若しくは商品を自己の製造物若しくは商品である旨，又はそれらが実際には属していない者の所属物である旨を表示する目的で，商標を保有する場合は，その行為は違法行為に該当し，同人は，有罪判決に基づき 5 年以下の拘禁，$100,000 以下の罰金又は両刑の併科に処する。

第 100 条　偽造商標が付された商品の輸入又は販売等
何人も，商品又は物であって，偽造商標が利用されているか又は登録商標が虚偽の利用をされているものを輸入し，販売し若しくは展示し，又は販売のため，若しくは取引若しくは製造の目的で保有するときは，次の事項を証明しない限り，その行為は，違法行為に該当し，同人は，有罪判決に基づき，5 年以下の拘禁，偽造商標が利用されていたか又は登録商標が虚偽の利用をされていた各商品又は物について$10,000 以下の罰金(ただし，総額は$100,000 を超えないものとする)又は両刑の併科に処する。
(a) 本条に基づく違法行為をしないようにするために全ての合理的注意を払っていたが，同人は，問題とされている時期に，その標章の真正性を疑うべき理由を有しておらず，かつ，訴追により又は訴追のために行われた要求に基づき，その商品又は物の取得先である者に関し，自己の権限下にある一切の情報を提供したこと，又は
(b) 自己の行為が善意によるものであったこと

第 101 条　登録商標のサービスへの虚偽利用
何人も，登録商標をサービスに対して虚偽の利用をした場合は，自己の行動が善意であったことを証明しない限り，その行為は違法行為に該当し，同人は，有罪判決に基づき，5 年以下の拘禁，$100,000 の罰金又は両刑の併科に処する。

第 102 条　王室紋章等の不許可使用
(1) 何人も，国王の裁可を受けることなしには，事業に関連して同人が使用する商標に次のものが表示されるようにしてはならず，又は表示されることを許可してはならない。
(a) 表示であって，王室紋章，国の紋章，王室記章，ブルネイ国の紋章，勲章及び記章を含め，ブルネイ国の記章，紋章及び象徴であるもの，又はそれらの何れかと誤解する程に類似

する図案であって，同人がそれらを又はそれらの何れかを使用する許可を与えられていると信じ込ませる虞のある方法によるもの
(b) 名称又は物であって，記章及び紋章(不適切使用の防止)法(第 94 章)第 2 条に定義されている指定名称又は指定記章
(2) 何人も，国王，王室の構成員又はブルネイ政府の許可なしには，如何なる事業の関連においても，同人が，国王，王室の前記構成員，又は場合により，ブルネイ政府によって雇用され，又はこれらに対して商品又はサービスを提供していると信じ込ませる虞がある方法で，紋章，図案，記章又は称号を使用してはならず，又は使用されることを許可してはならない。
(3) (1)又は(2)についての違反は，次の者によって提起される訴訟における差止命令によって禁止することができる。
(a) その紋章，図案，記章又は称号を使用する許可を得ている者，又は
(b) 当該訴訟を提起することを公共福祉局職員によって許可されている者
(4) 本条の如何なる規定も，本法施行時にそのような紋章，図案，記章又は称号を含む商標の所有者であった者がその商標の使用を継続する権利に影響を及ぼさない。
(5) 何人も，(1)又は(2)によって禁止された事項が付された商標が利用されている商品又は物を輸入し，販売し若しくは展示し，又は販売若しくは何れかの事業目的で保有し，又は製造する場合は，違法行為を犯しており，同人は，有罪判決に基づき，5 年以下の期間の拘禁，$50,000 以下の罰金又はその両刑の併科に処する。

第 103 条　パートナーシップ又は法人が行った違法行為
(1) パートナーシップが本条に基づく違法行為について有罪である場合は，その違法行為の実行を知らなかったこと又はその防止を試みたことが証明される者以外の全てのパートナーは，その違法行為について有罪であり，かつ，同人を相手として訴訟を提起すること及びそれに従って処罰することができる。
(2) 法人によって実行された本法に基づく違法行為が，その法人の取締役，管理職，秘書役若しくはそれ以外の類似の幹部，又はそのような資格において行動していると思われる者の同意若しくは黙諾を得て実行されていたか又はその不作為に起因することが証明される場合は，当該人は，法人と共に，その違法行為について有罪であり，かつ，同人を相手として訴訟を提起すること及びそれに従って処罰することができる。
(3) 業務がその構成員によって運営されている法人に関しては，(2)における「取締役」とは，その法人の全ての構成員をいう。

偽造商品等の没収

第 104 条　没収
(1) 本法第 94 条に基づく若しくは商品標章法(第 96 章)に基づく違法行為，又は不正行為若しくは欺瞞に係る違法行為の調査又は訴追に関連して，次の物が何人かの所有になっている場合は，当該人は，本条に基づき裁判所に申請し，それらの商品，材料又は物品に対する没収命令が出されるよう求めることができる。
(a) 商品，又はその包装であって，登録商標と同一であるか又は誤認される虞のある標識が付されているもの

(b) 当該標識が付されている材料であって，その商品のラベル若しくは包装のために，商品に関する営業文書として，又は商品の宣伝のために使用することが意図されているもの，又は
(c) 物品であって，当該標識の複製を作るために特に設計又は改作されているもの
(2) 本条に基づく申請があったときは，裁判所は，それらの商品，材料又は物品に対して(1)に記載した違法行為が行われていると認定する場合に限り，商品，材料又は物品を没収するための命令を出すものとする。
(3) 裁判所は，同一意匠であること，同一積送品又はバッチの一部であるかその他の理由によるかを問わず，商品，材料又は物品の標本に関して当該違法行為が行われていると認めた場合は，本条の適用上，その商品，材料又は物品に対して前記の違法行為が行われていると推論することができる。
(4) (5)に従うことを条件として，商品，材料又は物品が本条に基づいて没収される場合は，それらは，裁判所が出す指示に従って，廃棄されるものとする。
(5) 本条に基づく命令を出すに当たり，裁判所は，そうすることが適切であると考える場合は，その命令の対象である商品，材料又は物品を(廃棄させる代わりに)自らが指定する者に，当該人が次のことをすることを条件として，引き渡すよう指示することができる。
(a) 違法標識を抹消，削除又は消滅させること，及び
(b) 没収命令を求める法的手続において同人に対して出された費用の支払命令に従うこと

第 V 部　雑則及び通則

第 105 条　商標使用についての立証責任

本法に基づく民事訴訟において，登録商標について如何なる使用がなされたかという問題が生じたときは，それについてなされた使用について証明しなければならないのは登録商標所有者である。

第 106 条　規則

(1) 法務長官は，国王の裁可を受けて，次の内容の規則を制定することができる。
(a) 手数料に関する規定を含め，本法によって規定することが要求されるか又は便宜であるすべての事項を規定するもの
(b) 一般的に，本法の目的に効力を与え，かつ，その適正な運営をするためのもの
(2) 当該規則は，その適用対象である異なる種類の事件に関し，別の規定を設けることができ，また，法務長官が必要であり又は便宜であると考える付随的，必然的及び補足的規定を含むことができる。
(3) 法務長官は，国王の裁可を受けて，次の内容の規則を制定することができる。
(a) あらゆる事項に関する規則の制定を認める，本法の規定を適用するためのもの，及び
(b) 手数料に関する規定を含め，本法によって規定することが要求されるか又は便宜である全ての事柄を規定するためのもの
並びに，一般的に，本法に基づく実務及び手続を規制するもの
ただし，旧法に基づいて制定され，本項施行時に効力を有する施行規則は，それが本法と矛盾しない限りにおいて，本法に基づく他の規定が作成されるまでは，それらが本法に基づいて制定されたものとして，引き続き効力を有する。
(4) (3)の規定の一般性を損なうことなく，当該規則は，次の事項に関して規定を設けることができる。
(a) 出願書類及びその他の書類の提出方法
(b) 書類に関する翻訳文の要求及び規制，並びに翻訳文の提出及び認証
(c) 書類の送達
(d) 手続の瑕疵に係る更正の許可
(e) 本法に基づく手続に関連して実行することを要求される事項に対する期限を規定すること
(f) そのようにして規定された又は登録官によって指定された期限の延期。その期限が既に到来しているか否かを問わない。

第 107 条　第 3 附則の修正

法務長官は，国王の裁可を受けて，公報に公告する命令によって，第 3 附則を修正し，自らが必要であり，便宜と考える追加の経過規定を設けることができる。

第 108 条　経過規定

第 3 附則は，旧法に基づいて登録された商標の処理を含む経過的事項及び本法施行時に旧法に基づいて係属している登録出願その他の手続に関して効力を有する。

第 1 附則（第 51 条）団体標章

第 1 項　総則

本法は，次の規定に従うことを条件として，団体標章に適用する。

第 2 項　団体標章を構成することができる標識

団体標章に関しては，第 4 条(1)における，1 の企業の商品又はサービスを他の企業の商品又はサービスから識別することについての言及は，その商標の所有者である団体の構成員の商品又はサービスを他の企業の商品又はサービスから識別することについての言及と解釈される。

第 3 項　地理的原産地表示

第 6 条(1)(c)に拘らず，事業において商品又はサービスの地理的原産地を指定する機能を有する標識又は表示をもって構成される団体標章は，登録を受けることができる。ただし，当該標章の所有者は，工業又は商業的事項に関する誠実な慣行に従った，その標識又は表示の使用を禁止する権利を有さない。

第 4 項　標章は，特徴又は意義について誤認を生じさせるものであってはならない

団体標章は，公衆がその標章の特徴又は意義に関して誤認する虞がある場合は，登録を受けることができない。また，登録官は，登録出願がされている標章に，それが団体標章である旨の何らかの表示を含めるよう要求することができる。第 40 条(2)に拘らず，出願は，当該要件を満たすために補正をすることができる。

第 5 項　団体標章に関する使用規約

(1) 団体標章の登録出願人は，その標章の使用規約を登録官に提出しなければならない。

(2) 当該規約は，その標章の使用を許可された者，その団体の構成員であるための条件，及び存在する場合は，濫用に対する制裁を含む，その標章の使用条件を明示しなければならない。使用規約が遵守すべき追加要件を，施行規則によって賦課することができる。

第 6 項　使用規約の承認等

(1) 団体標章は，その標章の使用規約が次の条件を満たしていない限り，登録を受けることができない。

(a) 本附則第 5 項(2)及び施行規則によって課せられる追加要件を遵守すること

(b) 公共の秩序又は一般に容認された道徳性の原理に反していないこと

(2) 団体標章の登録出願日後の所定の期間が終了する前に，出願人は，登録官に使用規約を提出し，かつ，所定の手数料を納付しなければならない。出願人がそれをしない場合は，その出願は，取り下げられたものとみなす。

第 7 項

(1) 登録官は，本附則第 6 項(1)に記載した要件が満たされているか否かを検討しなければならない。

(2) 登録官にとって，それらの要件が満たされていないと思われるときは，登録官は，出願人に通知し，かつ，出願人に，登録官が指定する期間内に，説明をするか又は補正した使用規約を提出する機会を与えなければならない。
(3) 出願人が，登録官にそれらの要件が満たされていることを認めさせること，若しくはそれらの要件を満たすために補正した使用規約を提出することをしなかった場合，又は所定の期間の終了までに応答しなかった場合は，登録官は，その出願を拒絶しなければならない。
(4) 登録官にとって，それらの要件及び登録に関するそれ以外の要件は満たされていると思われる場合は,登録官は,その出願を受理し,第 39 条に従って手続を進めなければならない。

第 8 項
使用規約は公告されるものとし，また，本附則第 6 項(1)に記載した事項に関して異議申立通知を出すことができる。これは，出願に対して異議申立を可能にする他の全ての理由に対する追加である。

第 9 項　使用規約は閲覧に供されること
登録団体商標の使用規約は，登録簿と同じ方法で公衆の閲覧に供される。

第 10 項　使用規約の補正
(1) 登録団体商標の使用規約に係る補正は，補正後の規約が登録官に提出され，登録官によって受理されない限り効力を生じない。
(2) 補正後の使用規約を受理する前に，登録官は，そのようにすることが便宜であると考えるときはいつでも，それを公告させることができる。
(3) 登録官が公告をさせたときは,本附則第 6 項(1)に記載した事項に関し異議申立通知を出すことができる。

第 11 項　権利侵害：授権使用者の権利
第 13 条(5),第 21 条(2)及び第 82 条から第 90 条までは,登録団体商標の授権使用者に対し,商標のライセンシーに対する場合と同様に適用する。

第 12 項
(1) 第 31 条に拘らず，本項は，登録団体商標の侵害に対する授権使用者の権利に関して効力を有する。
(2) 授権使用者は，同人と所有者との間に別段の合意があるときは，それに従うことを条件として，登録団体商標所有者に対し，その利益に影響を及ぼす事項に関する侵害訴訟を提起するよう要求する権利を有する。
(3) 所有者が,
(a) そうすることを拒絶するか，又は
(b) 要求を受けてから 2 月以内に，そうしない場合は,
授権使用者は，同人が所有者であるものとして，その者の名義で訴訟を提起することができる。
(4) 本項により訴訟が提起された場合は，授権使用者は，所有者が原告として参加するか又

は被告として追加される場合を除き，裁判所の許可なしに，その訴訟を進めることができない。本号の規定は，授権使用者のみによる申請に基づく中間的救済手段の付与に影響を及ぼさない。
(5) (4)に基づいて被告として追加された所有者は，同人がその訴訟に参加しない限り，訴訟費用を負担する義務を負わない。
(6) 登録団体商標所有者によって提起された侵害訴訟においては，授権使用者が蒙った又は蒙る虞がある損失が考慮に入れられるものとする。また，裁判所は，原告が当該使用者のために金銭的救済の受取金を留保すべき範囲に関し，裁判所が適切と考える指示を出すことができる。

第 13 項　登録取消理由

第 47 条に規定した取消理由とは別に，団体標章の登録は，次の理由に基づいて取り消すことができる。
(a) 商標所有者が行っているその標章の使用態様によって，その標章を公衆が誤認する虞を生じさせていること
(b) 所有者が，その使用規約を遵守しなかった又は遵守させるようにしなかったこと，又は
(c) 使用規約の補正により，使用規約に次の事態が生じたこと
(i) 本附則第 5 項(2)及び施行規則によって賦課されることがある追加の条件を，もはや満たしていないこと，又は
(ii) 公共の秩序又は一般に容認された道徳性の原理に反していること

第 14 項　登録無効理由

第 48 条に規定した無効理由とは別に，団体標章の登録については，その標章が本附則第 4 項又は第 6 項(1)に違反して登録されたことを理由として，無効宣言をすることができる。

第 2 附則（第 53 条）証明標章

第 1 項　総則

本法は，次の規定に従うことを条件として，証明標章に適用する。

第 2 項　証明標章を構成することができる標識

証明標章に関しては，第 4 条(1)における，1 の企業の商品又はサービスを他の企業の商品又はサービスから識別することについての言及は，証明を受ける商品又はサービスを証明を受けない商品又はサービスから識別することについての言及と解釈される。

第 3 項　地理的原産地表示

第 6 条(1)(c)に拘らず，事業において商品又はサービスの地理的原産地を指定する機能を有する標識又は表示をもって構成される証明標章は，登録を受けることができる。ただし，当該標章の所有者は，工業上又は商業上の事項に関する誠実な慣行に従った，その標識又は表示の使用を禁止する権利を有さない。

第 4 項　使用者の事業の名義

証明標章は，その所有者が，証明を受ける種類の商品又はサービスに係る事業を営んでいる場合は，登録を受けることができない。

第 5 項　標章は，特徴又は意義について誤認を生じさせるものであってはならない

証明標章は，公衆がその標章の特徴又は意義に関して誤認する虞がある場合は，登録を受けることができない。また，登録官は，登録出願がされている標章に，それが証明標章である旨の何らかの表示を含めるよう要求することができる。第 40 条(2)に拘らず，出願は，当該要件を満たすために補正することができる。

第 6 項　証明標章に関する使用規約

(1) 証明標章の登録出願人は，その標章の使用規約を登録官に提出しなければならない。

(2) 使用規約は，その標章の使用を許可される者，その標章によって証明される特徴，証明をする団体がそれらの特徴を試験し，その標章の使用を監督する方法，その標章の運用に関連して支払われる手数料がある場合は，その手数料及び紛争解決の手続を表示しなければならない。規則によって，使用規約が遵守すべき追加要件を賦課することができる。

第 7 項　使用規約の承認等

(1) 証明標章は，次の条件が満たされていない限り，登録を受けることができない。

(a) その標章の使用規約が，

(i) 本附則第 6 項(2)及び施行規則によって賦課されることがある追加の要件に従っていること，及び

(ii) 公共の秩序又は一般に容認された道徳性の原理に反していないこと，及び

(b) 出願人が，その標章の登録を求めている商品又はサービスを証明する正当な権限を有していること

(2) 証明標章の登録出願日後の所定の期間が終了する前に，出願人は，登録官に使用規約を提出し，かつ，所定の手数料を納付しなければならない。出願人がそれをしない場合は，その出願は，取り下げられたものとみなす。

第 8 項

(1) 登録官は,本附則第 7 項(1)に記載した要件が満たされているか否かを検討しなければならない。

(2) 登録官にとって，それらの要件が満たされていないと思われるときは，登録官は，出願人に通知し，かつ，出願人に，登録官が指定する期間内に，説明をするか又は補正した使用規約を提出する機会を与えなければならない。

(3) 出願人が，登録官にそれらの要件が満たされていることを認めさせること，若しくはそれらの要件を満たすために補正した使用規約を提出することをしなかった場合，又は所定の期間の終了までに応答しなかった場合は，登録官は，その出願を拒絶しなければならない。

(4) 登録官にとって，それらの要件及び登録に関するそれ以外の要件は満たされていると思われる場合は,登録官は,その出願を受理し,第 39 条に従って手続を進めなければならない。

第 9 項

使用規約は公告されるものとし，また，本附則第 7 項(1)に記載した事項に関して異議申立通知を出すことができる。これは，出願に対して異議申立を可能にする他の全ての理由に対する追加である。

第 10 項　使用規約は閲覧に供されること

登録証明標章の使用規約は，登録簿と同じ方法で公衆の閲覧に供されるものとする。

第 11 項　使用規約の補正

(1) 登録証明標章の使用規約に係る補正は，補正後の使用規約が登録官に提出され，登録官によって受理されない限り効力を生じない。

(2) 補正後の使用規約を受理する前に，登録官は，そうすることが便宜であると考えるときはいつでも，それを公告させることができる。

(3) 登録官が公告をさせたときは,本附則第 7 項(1)に記載した事項に関して異議申立通知を出すことができる。

第 12 項　登録証明標章の譲渡についての同意

登録証明標章の譲渡その他の移転は，登録官の同意がない限り，その効力を生じない。

第 13 項　権利侵害：授権使用者の権利

第 13 条(5),第 21 条(2)及び第 82 条から第 90 条までは,登録証明標章の授権使用者に対し,商標のライセンシーに対する場合と同様に適用する。

第 14 項

登録証明標章所有者によって提起された侵害訴訟においては，授権使用者が蒙った又は蒙る

虞がある損失が考慮に入れられるものとする。また，裁判所は，原告が当該使用者のために金銭的救済の受取金を留保すべき範囲に関し，裁判所が適切と考える指示を出すことができる。

第 15 項　登録取消理由

第 47 条に規定した取消理由とは別に，証明標章の登録は，次の理由によって取り消すことができる。

(a) 商標所有者が，本附則第 4 項に記載する事業を開始したこと

(b) 所有者が行っているその標章の使用態様によって，その標章を公衆が誤認する虞を生じさせていること

(c) 所有者がその使用規約を遵守しなかった又は遵守させるようにしなかったこと

(d) 使用規約の補正により，使用規約に次の事態が生じたこと

(i) 本附則第 6 項(2)及び施行規則によって賦課されることがある追加の条件を，もはや満たしていないこと，又は

(ii) 公共の秩序又は一般に容認された道徳性の原理に反していること，又は

(e) 所有者が，その商標の登録を求めている商品又はサービスを証明する正当な権限をもはや有していないこと

第 16 項　登録無効理由

第 48 条に規定した無効理由とは別に，証明標章の登録については，本附則第 4 項又は第 5 項又は第 7 項(1)に違反して登録されたことを理由として，無効宣言をすることができる。

第 3 附則（第 108 条）経過規定

第 1 項　序則

(1) 本附則においては,「既存登録標章」は，本法施行直前に旧法に基づいて登録されていた商標又は証明商標を意味する。

(2) 本附則の適用上,

(a) 出願が本法施行前にされていたが，最終的な決定はされていなかった場合は，その出願は，当該施行時に係属していたものとして処理し，また

(b) 出願がされた日は，旧法に基づく出願日であるとみなす。

第 2 項　既存登録標章

(1) 既存登録標章(旧法に基づいて備えられていた登録簿のA部に登録されていたかB部に登録されていたかを問わない)は,本法施行時に本法に基づいて備えられる登録簿に移転されるものとし，また，本附則に従うことを条件として，本法に基づいて登録されたものとして効力を有する。

(2) 旧法第36条に基づいて1の登録における連続標章として登録されていた既存登録標章は,新登録簿に同様に登録されるものとする。当該事項の記入を，本法に基づいてされる記入事項に要求されるのと同一形式で行う旨を，規則によって規定することができる。

(3) 他の全ての事件については，既存登録標章が他の標章と関連している旨の注記は，本法施行時に失効する。

第 3 項

(1) 本法施行直前に，既存登録標章に関して旧登録簿に記入されていた条件は，当該施行時に失効する。

(2) 本法施行直前に，既存登録標章に関して旧登録簿に記入されていた権利の一部放棄又は制限は，新登録簿に移転されるものとし，また，本法第 15 条に従って登録簿に記入されたものとして効力を有する。

第 4 項　登録の効力：権利侵害

(1) 本法第 12 条，第 13 条及び第 14 条は，本法施行時から既存標章に適用し，また，本法第 16 条は，(2)に従うことを条件として，本法施行後にされた，既存登録標章の侵害に関して適用する。旧法は，当該施行前にされた侵害に関して適用する。

(2) 旧法に基づき，既存登録標章の侵害とはならなかった使用を当該施行後に継続することは，次の商標についての侵害ではない。

(a) 既存登録標章，又は

(b) 登録商標であって，その識別性のある要素が既存登録標章と同一又は実質的に同一であり，同一商品又はサービスに関して登録されているもの

第 5 項　侵害商品，材料又は物品

本法第 18 条は，引渡命令が本法施行前に出されか後に出されたかに拘りなく，侵害商品，材料又は物品に適用する。

第 6 項　ライセンシー又は授権使用者の権利及び救済手段

(1) 本法第 31 条は，本法施行前に付与されたライセンスに適用するが，その適用は，当該施行後にされた侵害に限定する。

(2)第 2 附則第 14 項は，当該施行後にされた侵害に限り適用する。

第 7 項　登録標章の共有

本法第 24 条は，既存登録標章であって，当該施行直前に 2 以上の者が共同所有者として登録されていたものに，本法施行時から適用する。

第 8 項　登録標章の譲渡等

(1) 本法第 25 条は，既存登録商標に関して本法施行後に生ずる取引及び事件に適用する。当該施行前に生じた取引及び事件に関しては，旧法を引き続き適用する。

(2) 旧第 50 条に基づく既存の記入事項は，本法の施行時に，本法に基づいて備えられる登録簿に移転するものとし，また，本法第 26 条に基づいてされたものとして効力を有する。当該記入事項を，本法に基づいてされる記入事項に対して要求されるのと同一方式にする旨を，規則によって規定することができる。

(3) 旧法第 50 条に基づく登録出願であって本法施行時に登録官に係属しているものは，本法第 26 条に基づく登録出願として処理されるものとし，それに従って手続が進められる。登録官は，出願人に対し，本法の要件に適合させるために，その出願を補正するよう要求することができる。

(4) 旧法第 50 条に基づいてされた登録出願であって，本法施行前に登録官による最終決定がされていないものは，旧法に基づいて処理されるものとする。また，(2)は，それから生ずる登録簿への記入に関して適用する。

(5) 本法施行前に，何人かが譲渡又は移転により既存登録標章についての権利を取得しているが，その権原を登録していない場合は，当該施行後の登録申請は，本法第 26 条に基づいてしなければならない。

(6) (3)又は(5)の適用対象である事件については，登録しなかったことの帰結に関し，旧法第 50 条(3)を引き続き適用する(本法第 26 条(3)及び(4)は適用しない)。

第 9 項　登録標章に係るライセンス許諾

(1) 本法第 29 条及び第 30 条(2)は，本法施行後に付与されたライセンスに対してのみ適用する。また，旧法は，当該施行前に付与されたライセンスに対して引き続き適用する。

(2) 旧法第 38 条に基づく既存の記入事項は，本法施行時に本法に基づいて備えられる登録簿に移転するものとし，また，本法第 26 条に基づいてされたものとして効力を有する。当該記入事項を，本法に基づいてされる記入事項に要求されるのと同じ形式にする旨を，規則によって規定することができる。

(3) 登録使用者としての登録申請であって，本法施行時に登録官に係属しているものは，本法第 26 条(1)に基づくライセンス登録の申請として取り扱うものとし，それに応じて手続を進める。登録官は，申請人に対し，その申請を本法の要件に適合させるための補正を要求することができる。

(4) 登録使用者としての登録申請であって，本法施行時に登録官による最終決定がされていないものは，旧法に基づいて処理するものとする。また，(2)は，その結果，登録簿への記入が生じる場合は，その記入事項に関して適用する。
(5) 旧法第 38 条(8)又は(10)に基づく手続であって，本法施行時に係属しているものは，旧法に基づいて処理するものとし，また，新登録簿に対して必要な変更を行う。

第 10 項　係属中の登録出願

(1) 旧法に基づく標章登録出願であって，本法施行時に係属しているものは，(2)及び(3)に記載しているところに従うことを条件として，旧法に基づいて処理するものとし，また，登録された場合は，その標章は，本附則の適用上，既存登録標章として処理する。
(2) 本法第 106 条(3)に基づく法務長官の権限であって，国王の裁可を受けて，同法に基づく実務及び手続を一般的に規制する規則及び同条(2)に記載した事項に関する規則を制定するためのものは，当該出願に対して行使することができる。他の出願のためにされたものに由来する当該出願については，別途の規定をすることができる。
(3) 旧法第 34 条は，本法施行後，登録出願を処理する上では，無視するものとする。

第 11 項　係属中の出願の変更

(1) 本法施行前に旧法第 27 条に基づく公告がされていない出願であって,係属しているものの場合は，出願人は，登録官に通知を出し，その標章について，本法に基づいて決定される登録可能性を有することの主張をすることができる。
(2) 当該通知は，所定の様式によって作成し，該当する手数料を添付し，かつ，本法施行後 6 月以内に出さなければならない。
(3) 正規に出された通知は，取り消すことができず，また，その出願が，本法施行直後にされたものとして，処理されるべき旨の効果を有する。

第 12 項　登録の存続期間及び更新

(1) 本法第 43 条(1)は，本法施行後にされた出願手続による標章登録に対して適用する。また，旧法は，それ以外の事件に関して適用する。
(2) 本法第 43 条(2)及び第 44 条は，更新日が本法施行日以後である場合に適用し，また，それ以外の場合は，旧法を引き続き適用する。何れの場合も，手数料がいつ納付されるかは，問題でない。

第 13 項　登録標章変更についての係属中の申請

旧法第 45 条に基づく申請であって，本法施行時に係属しているものは，旧法に基づき処理するものとし，また，新登録簿に対して必要な変更を行う。

第 14 項　不使用を理由とする取消

(1) 旧法第 47 条に基づく申請であって，本法施行時に係属しているものは，旧法に基づいて処理するものとし，また，新登録簿に対して必要な変更を行う。
(2) 本法第 47 条(1)(a)又は(b)に基づく申請は，既存登録標章に対し，本法施行後の如何なるときにも行うことができる。

ただし，旧法第 48 条によって登録された既存登録標章の登録についての取消申請は，本法施行から 5 年が経過するまでは行うことができない。

第 15 項　更正等の申請

(1) 旧法第 44 条又は第 48 条に基づく申請であって，本法施行時に係属しているものは，旧法に基づいて処理するものとし，また，新登録簿に対して必要な変更を行う。

(2) 既存登録標章に適用する場合の，本法第 48 条に基づく手続の適用上，本法は，実質的にいつの時点においても有効であったとみなす。

ただし，既存登録標章に関する登録の有効性に対する異議申立は，本法第 8 条(3)に指定した理由に基づいては行うことができない。

第 16 項　証明標章の使用規約

(1) 既存登録証明標章の使用規約であって，旧法第 75 条の手続に従って登録官に届けられたものは，本法施行後は本法附則第 2 第 6 項に基づいて提出されたものとして処理する。

(2) 規約についての補正請求であって，本法施行時に係属していたものは，旧法に基づいて処理する。

第 17 項　効力が争われた登録の有効性に関する証明書

本法施行前に旧法第 61 条に基づいて出された証明書は，本法第 68 条(1)に基づいて出されたものとして効力を有する。